長浜市農業
活性化プラン

人を結び、人を育み、人を動かす
「ながはま 農コミュニティプロジェクト」

「協働でつくる風土を活かした
笑顔あふれる長浜農業」

長浜市

令和３年３月改訂

目 次

第 1 章 はじめに ..... - 1 -

1.1 計画策定の趣旨 ..... - 2 -
1.2 本計画の位置付け ..... - 2 -
1.3 計画期間 ..... - 3 -

第 2 章 長浜市の農業の現状 ..... - 4 -

2.1 農業・農村を取り巻く環境・社会情勢 ..... - 5 -
2.2 長浜市農業の概況 ..... - 8 -
2.3 長浜市農業の課題 ..... - 18 -

第 3 章 長浜市農業活性化の将来像・基本方針・基本施策の体系 ..... - 20 -

3.1 長浜市農業活性化の将来像 ..... - 21 -
3.2 基本方針 ..... - 24 -
3.3 基本施策の体系 ..... - 25 -
3.4 農業活性化プランの役割分担 ..... - 27 -

第 4 章 基本施策の展開 ..... - 28 -

4.1 担い手の育成 ..... - 29 -
4.2 持続可能な農業経営の確立 ..... - 36 -
4.3 安全・安心な農産物の販路拡大 ..... - 45 -
4.4 環境の保全と共生 ..... - 48 -
4.5 農による交流促進 ..... - 55 -
4.6 地域別基本施策の方向性 ..... - 57 -

第 5 章 重点プロジェクト ..... - 60 -

5.1 農を支える人材育成（ひと）に向けた支援と体制づくり ..... - 61 -
5.2 持続的な農の経営（もの）に向けた支援と体制づくり ..... - 62 -
5.3 農コミュニュティの醸成（交流・連携）に向けた体制づくりと農地有効活用 ..... - 64 -

第１章　はじめに

・・・1　計画策定の趣旨

・・・2　本計画の位置付け

・・・3　計画期間

1.1　計画策定の趣旨

長浜市（以下「本市」という。）の農業・農村をめぐる情勢は、農業就業人口、65 歳未満の基幹的農業従事者*の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷などに伴い、市民の食生活に欠かせない農産物の安定供給をはじめ、市土*・自然環境の保全など農業・農村の有する多面的機能*の低下が懸念されるとともに、国内外の産地間競争の激化、食の安全・安心や食生活の変化への対応など様々な課題が生じ、社会情勢の変化に対応した農業施策が必要となっています。

こうしたなか、国は、令和 2 年 3 月に策定した新たな食料・農業・農村基本計画*において、特に、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのか、という視点が重要であるとし、国内農業の生産基盤の強化に向け、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件に関わらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとしています。

本市としても、こうした動向を踏まえ、地域農業の特色を最大限に活かした農業・農村の活性化を図っていくとともに、豊かで魅力ある農業・農村の振興に向けより一層取り組むことが必要となっています。

これらのことを踏まえて、本市農業の持続可能な発展をめざした長浜市農業活性化プラン（以下「本計画」という。）を策定しました。

1.2　本計画の位置付け

今日の食料、農業・農村をめぐる社会的、経済的諸情勢の変化及び農産物輸入の規制緩和、担い手や後継者育成など、本市農業を取り巻く環境が変化してきているため、社会経済情勢に対応した地域農業を確立し、農業の健全な発展を図るため、計画的に農業振興施策を展開していく必要があります。

このため、本計画は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 8 条に基づく各種施策とともに、地域資源*を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 41 条に基づく「促進計画」を兼ねて作成しています。

本計画は、長浜市総合計画（平成 29 年 3 月策定）及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想*（平成 26 年 9 月改定）、長浜農業振興地域整備計画*（平成 26 年 10 月策定）を基本に、土地利用に関わる本市の基本方針である長浜市国土利用計画や長浜市都市計画マスタープラン、長浜市みどりの基本計画などの上位計画、関連計画との整合性を図ります。

また、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画及び滋賀県農業・水産業基本計画を踏まえ、長浜市総合計画を上位計画として、農業者や農業団体等と連携を図り、本市の農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を示すものです。

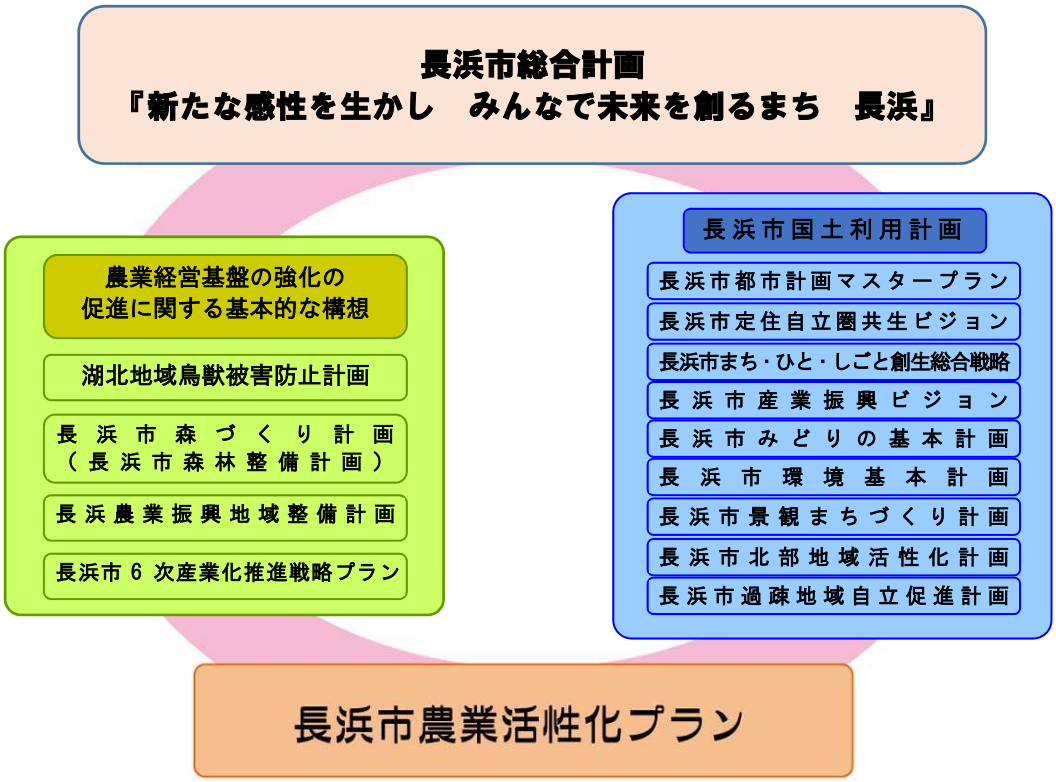

本計画の位置付け

1.3　計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間とします。

なお、この計画期間を前期（平成 26 年度～平成 28 年度）と、中期（平成 30 年度～令和 2 年度）、後期（令和 3 年度～令和 5 年度）に分け、計画の進捗状況や外部環境の変化などに応じて、必要な計画の見直しを図ります。

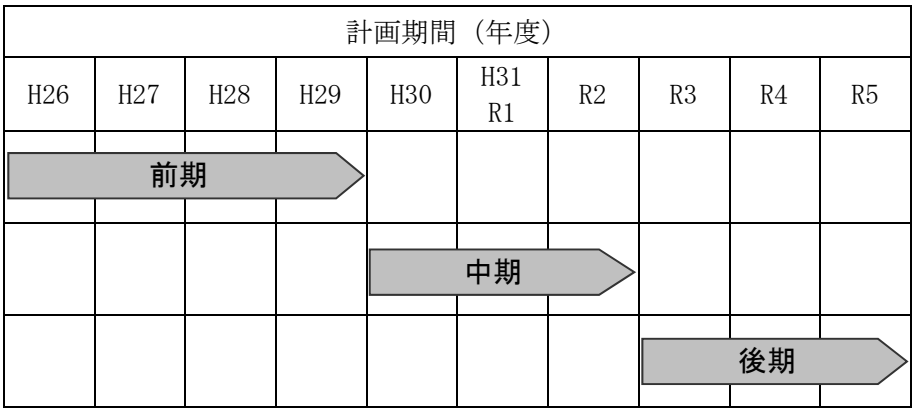

計画期間

第２章　長浜市の農業の現状

・・・１　農業・農村を取り巻く環境・社会情勢

・・・２　長浜市農業の概況

・・・３　長浜市農業の課題

2.1　農業・農村を取り巻く環境・社会情勢

近年の農業・農村を取り巻く環境は、農産物の価格低迷、農業所得の減少、農業者や農村人口の減少・高齢化や後継者不足、野生鳥獣被害、家畜疾病など様々な問題があり、安全で安心な農産物の安定供給のためにも産業としての持続性を回復し、農業・農村の再生を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済循環の悪化等により、需要の減少等の課題に直面しており、国・県における農業者等への資金繰り支援や生産・供給体制を維持するための販売促進等の取組支援、飲食業を対象とする需要喚起キャンペーン等の緊急経済対策を活用しつつ、農業の生産基盤の強化及び経営の安定化を図る必要があります。

農地は食料生産機能を有するのみではなく、地域の良好な景観形成、貯水機能、環境保持機能等の多面的な機能を有しているため、農地が荒廃すると国土や自然環境の保全に著しい影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、持続可能な農業経営形態を確立し、貴重な農地を保全していくことが求められています。

【世界情勢】

世界の食料需給は、人口の増加や開発途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要増加に加え、異常気象の頻発等様々な要因によってひっ迫する可能性があります。このため、安定的な食料の確保の観点からも、国内の農業生産の増大を図ることが重要となっています。

また、ＴＰＰ11*、日ＥＵ*・ＥＰＡ*及び日米貿易協定により、新たな国際環境に入ったことから、強い農林水産業の構築等のための体質強化対策と経営安定・安定供給のための備えである経営安定対策からなる万全の国内対策が求められています。

【国の動向】

国は、令和 2 年 3 月に、国の農政中長期ビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定されました。新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月制定）に基づき決定された基本計画となります。

その中で、国の農業・農村においては、農地面積や農業者数が、少子高齢化・人口減少が本格化する中で減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層脆弱化することが危惧されていること、また、地域コミュニティの維持が困難になること等に対する生産現場での不安と懸念、頻発する自然災害、地球温暖化の進行等による影響への懸念も増していること、及び近年のライフスタイルの変化やスマート農業*やデジタル技術の急速な発展と現場実装、「田園回帰」の流れを受けた都市部の人材による地域活性化への貢献、ＳＤＧｓ*（持続可能な開発目標）への関心の高まり等新たな潮流も生じているとしています。

こうした中で、農業の成長産業化を進める「産業政策」と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって食料を安定的

に供給し、食料自給率*の向上と食料安全保障の確立を図ることが新たな基本計画の課題とされました。

施策の推進に当たっては、

(1)消費者や実需者のニーズに即した施策の推進

(2)食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成

(3)農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開

(4)スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーション*の推進

(5)地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮

(6)災害や家畜疾病、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化

(7)農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進

(8)ＳＤＧｓを契機とした持続可能な取組の後押し

という視点に立って、施策を展開することとされました。

【県の動向】

滋賀県は、平成 28 年 3 月に県の農業・水産業を取り巻く環境の変化を踏まえて、「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、滋賀県農業・水産業の概ね 10 年後（令和 7 年度）のめざす姿を、産業振興、地域づくり、環境配慮の 3 つの視点から重点政策を立て、今後 5 年間で重点的に取り組む施策を以下の体系で示しています。

1. 産業振興の視点　「力強い農業・水産業の確立」

(1) 元気な担い手による魅力ある経営の展開

①競争力のある担い手の育成

②農業・水産業の新たな人材の確保・育成

③「地域農業戦略指針」に基づく担い手を支える集落の仕組みづくり

④農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進

(2) 戦略的な農畜水産物の生産振興

①みずかがみの産地化と攻めの近江米振興

②地域特性に応じた戦略作物の本作化による水田のフル活用

③マーケットインの視点からの野菜等園芸作物や近江の茶の生産振興

④近江牛など畜産の振興と飼料自給率の向上

⑤琵琶湖漁業の資源量の回復と養殖業の振興

⑥安全・安心な農畜水産物の生産

⑦ＩＣＴ*等新技術の活用

(3) 農畜水産物の魅力発信と消費の拡大

①県産農畜水産物の認知度向上と販路拡大

②環境こだわり農産物*の理解促進と付加価値の向上

③「おいしがうれしが*」キャンペーンなど地産池消の推進

(4) 担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全

①農業水利施設のアセットマネジメント*の推進

②農地の利用条件の整備

③水田農業を守る農業水利施設の適正管理

④在来魚介類の産卵繁殖場などの整備・保全

2. 地域づくりの視点　「誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興」

（1）多様な主体による農地等の維持保全

①「地域農業戦略指針」に基づく魅力ある農村の創出

②地域ぐるみの取組による農地や水路・農道、農村環境の保全

③中山間地域をはじめとする農村地域の生産活動の維持

④農村・漁村地域の防災・減災対策の推進

⑤鳥獣害のない集落づくり

⑥耕作放棄地*の発生防止と再生利用の推進

（2）農村・漁村の持つ地域資源の活用

①多様な交流活動の促進による魅力ある地域づくり

②農村・漁村の新たな価値の創出

③都市的地域の特性を生かした農業の振興

3. 環境配慮の視点「琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開」

①環境こだわり農業*の更なる推進

②琵琶湖や水田等の生物多様性の保全

③琵琶湖環境研究推進機構による研究と成果の活用

④資源活用により環境保全に貢献する畜産業の推進

2.2　長浜市農業の概況

2.2.1　長浜市の概要

(1) 自然的条件

本市は、琵琶湖、その北岸に広がる平野部から丘陵部、1,000ｍを越える伊吹山系の山々を背にし、変化に富んだ地形となっています。主な地形は、姉川や草野川、高時川、余呉川に挟まれ、下流に扇状に広がる沖積平野で、湖辺部を中心に重粘土質土壌系の農地が多く、河川に近い農地は砂壌土が多くなっています。

気候は、北陸型の日本海側気候の特徴を持っているため、北側山間部には豪雪地帯が広がり、長浜地域・浅井地域・木之本地域・西浅井地域は豪雪地帯に、余呉地域は近畿地方唯一の特別豪雪地帯に指定されており、冬期は雪が非常に多くなります。

気温は、昭和 56 年から平成 22 年までの平年値で、平均気温は 13.9℃、最高平均気温は 8 月の 31.5℃、最低平均気温は 1 月、2 月の零下 0.75℃ですが、近年は、異常気象で暑さの厳しさ、降雨量が多くなってきています。平年値の気温でみると、水稲、大豆、麦の土地利用型農業に適した気候です。しかし、降雨量が多くなると、大豆や麦、野菜への影響が発生します。

なお、北側山間地域は降雪があるため、冬季の作付けは難しい現状にあります。

※地域名は、平成 22 年の合併前の旧市町域

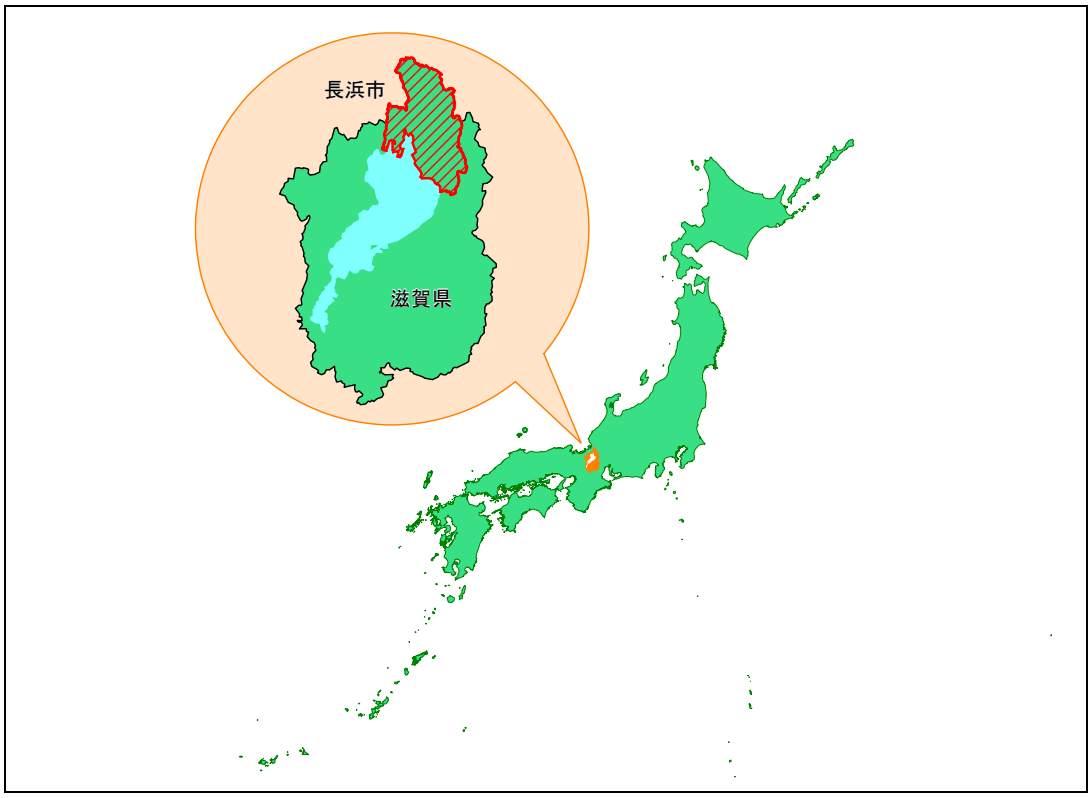

長浜市位置図

(2) 社会経済条件

①土地利用

平成 27 年の土地利用状況を見ると、「森林」が約 7 割（69%）と最も多く、次いで、「農地」が約 2 割（15%）と続き、「水面・河川・水路」や「道路」などは少ない割合となっています。また、土地利用における地目別の推移をみると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、「農地」が約 0.6%減少し、「宅地」が 0.2%、「道路」が 0.3%、「その他」が 0.2%増加しています。

限られた市土の中で、農業生産の基礎的資源である田では、稲作を主体とした生産を行っていますが、農地は減少傾向にあり、「宅地」や「道路」などが増加傾向にあります。

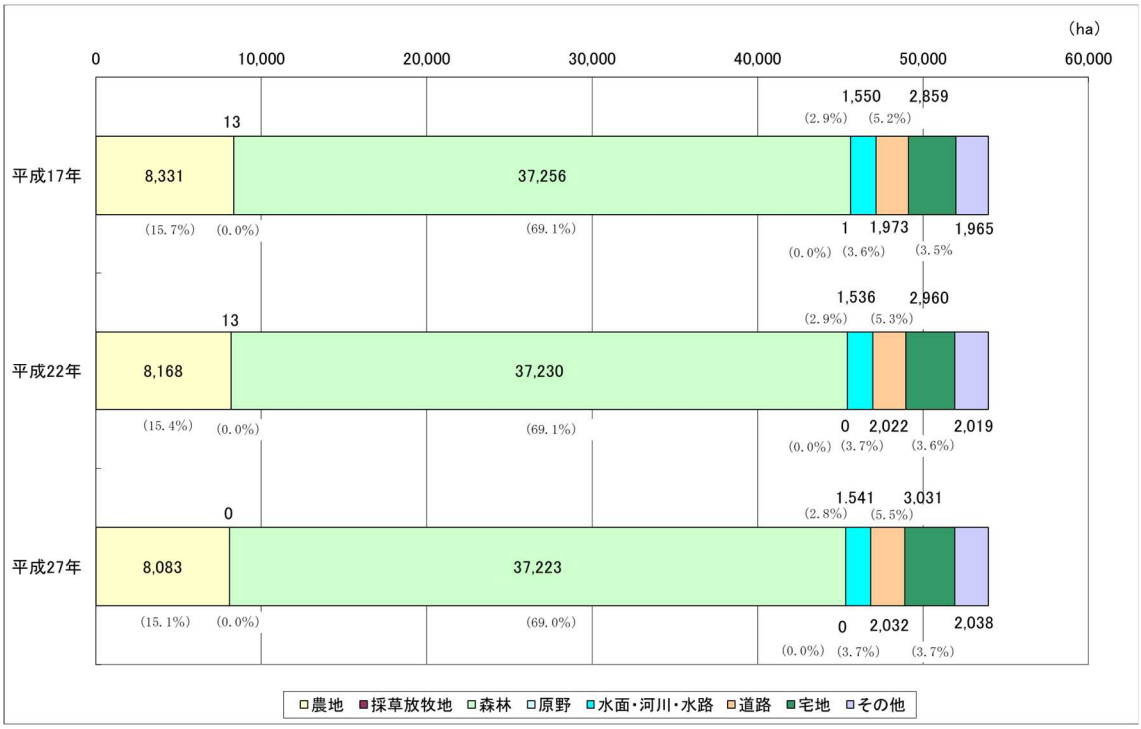

※但し、琵琶湖部分（141.31 ㎢）は除く

出典：長浜市国土利用計画

土地利用の推移

②産業別人口

農業就業人口の推移をみると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 2,568 人（4.2%）から 1,789 人（3.1%）と、779 人減少し、総就業人口に対する割合は 1 割にも達していません。

また、第 1 次産業全体では、805 人減少しています。

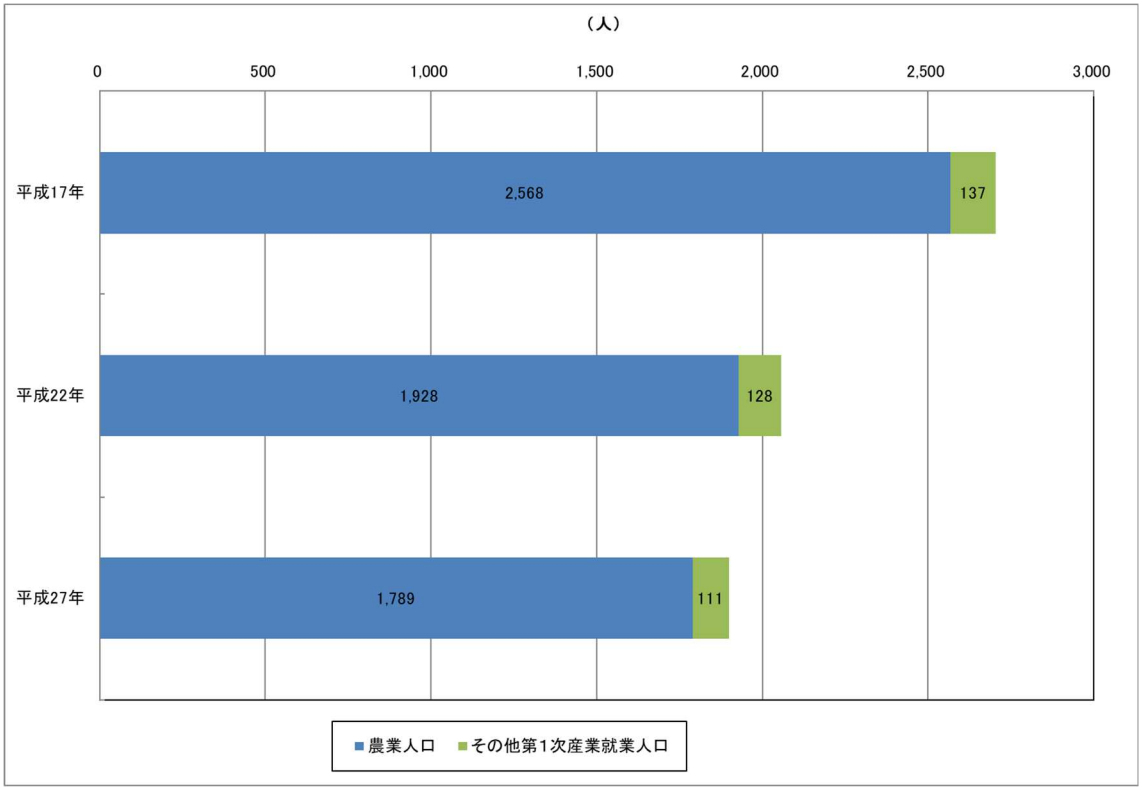

出典：国勢調査

産業別人口の推移

③産業生産額

農業生産額の推移をみると、平成 19 年から平成 29 年の 10 年間で 3,633 百万円（0.7%）から 4,165 百万円（0.9%）と、532 百万円増加しています。

また、第 1 次産業全体では、392 百万円増加しています。

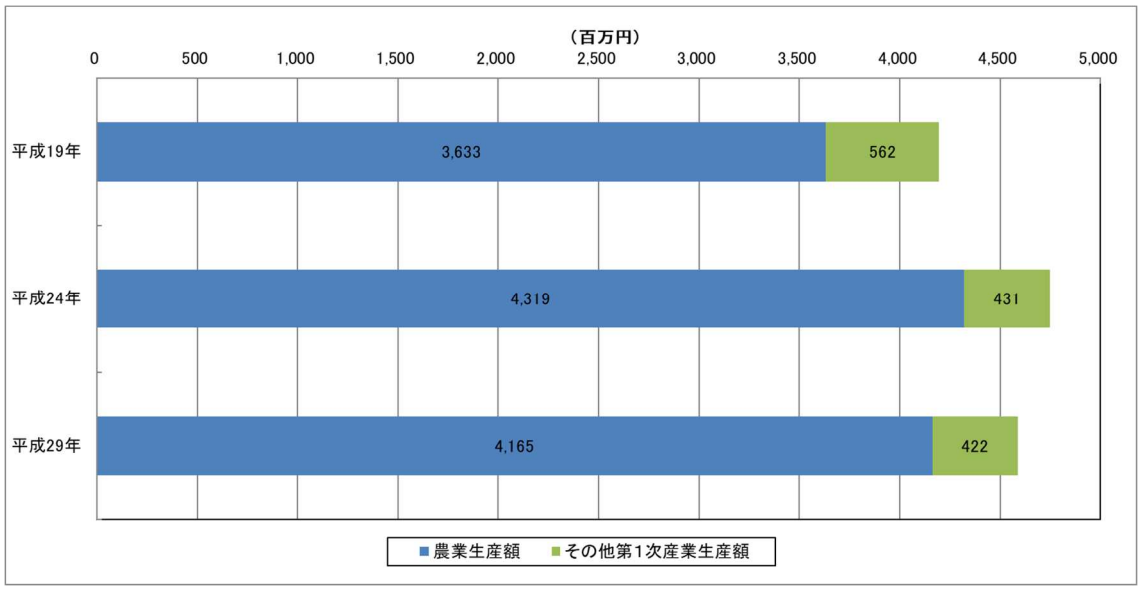

出典：市町村経済計算

産業生産額の推移

2.2.2　長浜市農業の現況

(1) 農業生産の現状

本市の農業は、地形と気候を活かし、基盤整備が実施された農地では、稲作を中心に農業生産が行われ、平野部では小麦、大豆、露地野菜等の土地利用型作物を組み合わせた経営形態が多く、丘陵部などでは、ぶどうの栽培の観光農園があります。また、中山間地域でも基盤整備が行われており、「中山間地域等直接支払交付金*」制度を利用して農地も保全され、その大半で稲作が行われています。また、少量ではありますが、鳥獣被害の少ない花き・山菜なども栽培されています。

近年、主食米の水稲は転作に伴い減少傾向にありますが、麦については、小麦から大麦への転換により大麦は増加傾向、小麦については減少傾向、大豆は若干減少傾向、また飼料米・加工米による転作が増加し、保全管理地も存在しています。露地野菜は近年、麦後を中心にブロッコリー(23.8ha)やキャベツ(28.6ha)、ハクサイ(10.0ha)、水稲後を中心にタマネギ(8.2ha)が作付けされ、特に、加工用野菜のタマネギやキャベツが増加し、担い手における複合経営の一環として取り組まれています。

施設野菜は、トマト（1.1ha）、キュウリ（0.6ha）、イチゴ（1.8ha）、メロン（0.5ha）などの果菜類、ホウレンソウ（3.8ha）、コマツナ（1.5ha）などの葉菜類が作付けされています。特に、イチゴ、トマト、キュウリでは少量土壌培地耕*による栽培が増加しており、新規就農者*や定年帰農*者、複合化を図る経営体に普及しています。

※（　）は青果物生産事情調査（平成 30 年度実績）による作付面積

米及び雑穀豆類の作付面積の推移をみると、平成 17 年から平成 30 年の 13 年間で主食米の水稲は 241ha 減少していますが、近年、飼料米・加工米への転作増加により、作付面積は横ばい傾向にあります。また、大豆についても、横ばい傾向にあり、麦は六条大麦が増加、小麦は減少傾向にあります。

平成 30 年の収穫量は、水稲 26,800ｔ、小麦 1,500ｔ、六条大麦 610ｔ、大豆 483ｔとなっています。

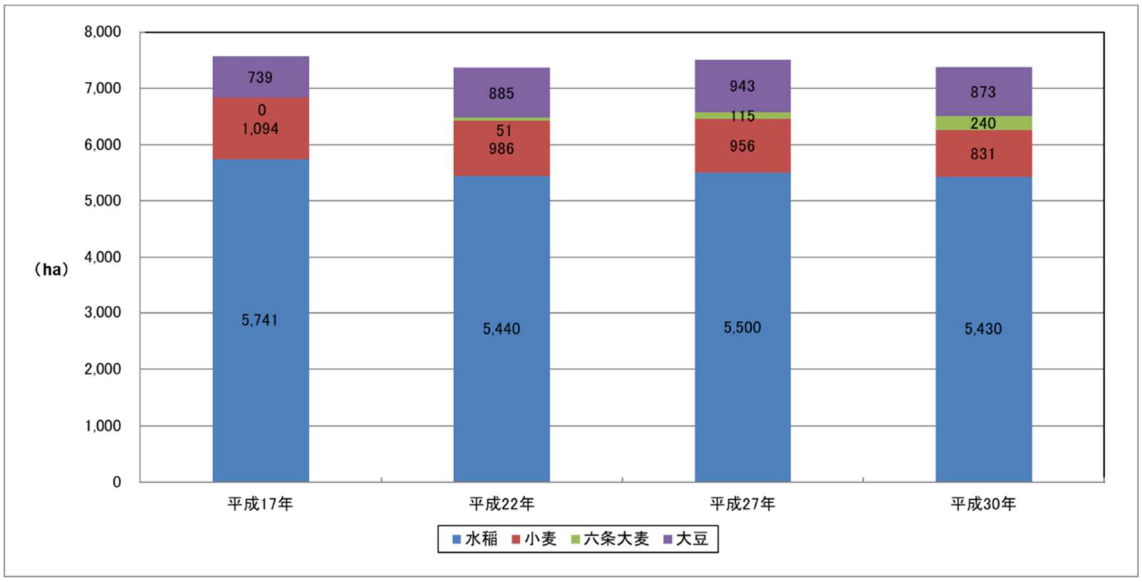

出典：農林水産統計

水稲、小麦、六条大麦、大豆の作付面積の推移

(2) 販売農家戸数

販売農家戸数は、農林業センサスによると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 3,888 戸から 2,270 戸となり、1,618 戸が減少し、およそ 4 割減少したことになります。

また、平成 27 年の販売農家の就業形態割合は、主業農家*が 170 戸（7.5%）、準主業農家*が 346 戸（15.2%）、副業的農家*が 1,754 戸（77.3%）となっています。

農家戸数の推移（実数）

項目	平成12年	平成17年 ①	平成22年 ②	平成27年 ③	10年間の推移 ③－①
総農家数(戸)	6,516	5,776	4,760	3,843	▲1,933
販売農家(戸)	4,959	3,888	2,924	2,270	▲1,618
専業農家*(戸)	377	406	351	470	64
兼業農家*(戸)	4,582	3,483	2,573	1,800	▲1,683
第1種兼業農家*(戸)	260	225	178	170	▲55
第2種兼業農家*(戸)	4,322	3,258	2,395	1,630	▲1,628
主業農家(戸)	259	217	168	170	▲47
準主業農家(戸)	903	716	634	346	▲370
副業的農家(戸)	3,797	2,910	2,122	1,754	▲1,156

平成17年を100とした指数

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家	113	100	82	67
販売農家	128	100	75	58
専業農家	93	100	86	116
兼業農家	132	100	74	52
第1種兼業農家	116	100	79	76
第2種兼業農家	133	100	74	50
主業農家	119	100	77	78
準主業農家	126	100	89	48
副業的農家	130	100	73	60

出典：農林業センサス

(3) 農家人口

農家人口及び農業就業人口の推移は、農林業センサスによると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で農家人口は 17,425 人から 8,929 人になり 8,496 人減少し、農業就業人口も 5,085 人から 2,759 人になり 2,326 人減少しています。

しかし、基幹的農業従事者*数においては、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 1,217 人から 1,296 人になり、79 人増加しました。

農家人口の推移（実数）

項目	平成12年	平成17年 ①	平成22年 ②	平成27年 ③	10年間の推移 ③－①
農家人口（人）	23,321	17,425	12,610	8,929	▲8,496
農業就業人口（人）	6,659	5,085	3,517	2,759	▲2,326
基幹的農業従事者数（人）	1,063	1,217	1,214	1,296	79
農家人口に対する割合	5%	7%	10%	15%	8%

平成17年を100とした指数

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家人口	134	100	72	51
農業就業人口	131	100	69	54
基幹的農業従事者数	87	100	100	106

出典：農林業センサス

(4) 集落営農

農林業センサスによると、本市の集落営農*は163組織で、県全体（867組織）の約2割（18.8%）を占めています。その内、特定農業団体は16組織（9.8%）、法人は19組織（11.7%）、農作業受託組織は15組織（9.2%）、その他組織は113組織（69.3%）です。

また、本市の認定農業者*は559人で、集落営農に参加している認定農業者をみると、県全体では319組織、36.8%であるのに対し、本市は93組織、57.1%を占めており、県全体を大きく上回っています。

(5) 耕地面積

販売農家における経営耕地面積は、農林業センサスによると、平成17年から平成27年の10年間で6,547haから5,245haとなり1,302ha減少しています。耕作放棄地は、平成17年は59ha、平成22年は50ha、平成27年は55haと、ここ数年では横ばい傾向にあります。

経営耕地面積、耕作放棄地面積の推移（実数）

項目	平成12年	平成17年 ①	平成22年 ②	平成27年 ③	10年間の推移 ③－①
経営耕地面積(ha)	7,323	6,547	5,832	5,245	▲1,302
耕作放棄地(ha)	71	59	50	55	▲4

平成17年を100とした指数

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
経営耕地面積	112	100	89	80
耕作放棄地	120	100	85	93

出典：農林業センサス

(6) 農業機械

動力田植機、トラクター、コンバインの3種類の農業機械は、1農家で1セット（動力田植機、トラクター、コンバイン）を保有していますが、農林業センサスによると、近年の農家戸数の減少にともない、保有数及び保有農家戸数ともに減少しています。平成17年から平成27年の10年間で動力田植機、トラクター、コンバイン各農業機械の保有数もおよそ5割減少しています。

また、水田のほ場整備は、平成 28 年度末時点で 87.8%が完了していますが、農業水利施設は老朽化が進んでいる状況です。

農業機械台数の推移（実数）

項目	平成12年	平成17年 ①	平成22年 ②	平成27年 ③	10年間の推移 ③－①
動力田植機（台数）	4，582	3，532	2，422	1，728	▲1，804
動力田植機（保有農家数）	3，958	3，475	2，345	1，679	▲1，796
動力田植機（1農家あたり）	1．16	1．02	1．03	1．03	0．01
トラクター（台数）	6，223	4，058	2，969	2，263	▲1，795
トラクター（保有農家数）	4，488	3，583	2，487	1，833	▲1，750
トラクター（1農家あたり）	1．39	1．13	1．19	1．23	0．10
コンバイン（台数）	3，950	3，621	2，509	1，781	▲1，840
コンバイン（保有農家数）	3，912	3，533	2，301	1，624	▲1，909
コンバイン（1農家あたり）	1．01	1．02	1．09	1．10	0．08

平成17年を100とした指数

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
動力田植機（台数）	130	100	69	49
動力田植機（保有農家数）	114	100	67	48
動力田植機（1農家あたり）	114	100	101	101
トラクター（台数）	153	100	73	56
トラクター（保有農家数）	125	100	69	51
トラクター（1農家あたり）	123	100	105	109
コンバイン（台数）	109	100	69	49
コンバイン（保有農家数）	111	100	65	46
コンバイン（1農家あたり）	99	100	107	108

出典：農林業センサス

(7) アンケート調査による農家の意向

①農家調査

「長浜農業振興地域整備計画等に資する農家意向調査」を平成 24 年 10 月に実施し、戸別農家の意向を把握しました。

農家意向調査結果の概要

項　目	調査結果
農地	○「現状維持」が約6割と最も多く、現状維持の意向である。 ○「いずれはやめたい」が約2割と、離農(消極的な)意向もあるため不安感がある。
土地持ち非農家の農地	○「現在の借り手に続けて貸したい」が約6割と最も多く、次いで、「誰でもいいので貸したい」が約1割と続き、現状維持の意向である。 ○しかし、「売却したい」が約1割と消極的な意向もある。
後継者及び担い手	○「後継者のめどはついていない」が約4割と最も多く、次いで、「後継者及び、担い手のめどがついている」が約3割と続き、後継者・担い手のめどは、一定程度ついている意向であった。 ○　しかし、「無回答」が約2割あるため、不安感がある。
具体的な後継者及び担い手	○「経営主の家族」が約5割で最も多く、次いで、「集落営農」と「地域の担い手」が約2割と続き、経営主の家族、集落営農、認定農業者と続く意向であった。
具体的な後継者及び担い手で後継者のめどがついていない意向における今後における農地の管理	○「経営体に貸し付けたい」が約5割と最も多く、次いで、「農作業だけ委託したい」が約2割、「JAに貸し付けたい」が約1割と続き、農地として貸し付けたい意向である。 ○「売却したい」とする農地を農地として保全したくない消極的な意向も約1割ある。
10年後の地域事業	○「若年農業者減少・高年齢化」が約4割と最も多く、次いで、「耕作放棄地が増加」が約2割、「地域を支える経営体がいなくなる」が約1割と続き、農業者の減少と高年齢化に伴い、農地が荒れるとする不安感がある。
地域農業を存続していく上で重要な事項	○　「担い手の確保・育成」が約6割と最も多く、次いで、「米価の安定」が約4割と続き、地域農業の担い手と米価下落に対する不安感がある。
担い手の確保育成に必要なこと	○「農業者への融資制度等充実」、「農家後継者Uターン者支援」、「担い手支援強化」が約4割と最も多く、担い手を確保しつつ、初期投資がかかる農業資材への支援を求めている意向である。
市の施策に必要なこと	○「各集落の農業組織の体制整備」が約4割と最も多く、次いで、「経営安定対策」、「農地の利用集積の促進」が約3割と続き、「耕作放棄地対策」、「鳥獣被害」などが約2割で、農業構造の改善を求める意向である。

②集落実態調査

「長浜農業振興地域整備計画等に資する集落実態調査」を平成24年12月に実施し、集落の意向を把握しました。

集落実態調査結果の概要

項　目	調査結果
耕作放棄地の有無	○ 耕作放棄地は約6割の集落であるとし、筆数は「1～5筆」が約7割と最も多く、次いで、「6～10筆」が約2割で筆数は多くない。しかし、面積規模は「11～50a」が約4割と最も多く、耕作放棄地の合計面積は39.2haであった。
耕作放棄地の状態	○ 耕作放棄地の状態は、「雑草」が約8割とほとんどが解消可能であるものの、「山林化している」が約2割もあり、解消ができないものもある。
耕作放棄地になった理由	○ 耕作放棄地になった理由は、主に高齢化である。「高齢化で労働不足」が約7割と最も多く、次いで、「耕作条件」、「農業経営が厳しい」、「鳥獣被害」がともに約4割であった。
耕作放棄地の解消方策	○ 耕作放棄地の解消方策は、「農地の貸手・借り手等の仲介」、「有害鳥獣対策の充実」がともに約5割と最も多く、次いで、「経営安定のための補助金」が約4割と続き、主に、農地の利用集積と鳥獣対策を求めている意向である。
土地改良事業	○ 「用排水の整備」が約4割と最も多く、次いで「特に希望はない」が約3割、「農道の整備」が約2割、「ほ場(区画の再整備)」が約1割と続き、排水条件が悪いことを踏まえ、水路整備を求める意向である。
共同利用施設	○ 「特に必要な施設はない」が約3割と最も多く、次いで、「公民館」と「防火水槽」がともに約2割、「共同格納庫」が約1割と続き、地域のコミュニティの場と安全性の確保を求める意向である。

2.3　長浜市農業の課題

本市の限られた財源の中で農業分野における課題・施策を明確にするために、本市農業を長所（＝強み:Strength）、短所（＝弱み:Weakness）、追い風となる環境変化（＝機会:Opportunity）、向かい風となる環境変化（＝脅威：Threat）という 4 つの視点で分析し、課題を抽出すると次のようになります。

		外部環境分析	
		機会（Opportunity）	脅威(Threat)
		・琵琶湖と伊吹山地に囲まれ、姉川や高時川等が流れる扇状地 ・新規需要米の需要拡大 ・米粉等米加工品への関心の高まり ・観光客が多い ・ご当地グルメに対するニーズの高まり ・経営安定化対策の拡充 ・農地法改正 ・農泊*の推進 ・田園回帰の機運の盛り上がり	・国内他産地との競合 ・WTO*,EPA,FTA*,TPP などの進展による農産物輸入量の増加懸念 ・米の消費減少 ・食習慣の乱れ（孤食、過食の傾向、生活習慣病の増加） ・少子高齢化、人口減少 ・鳥獣被害 ・過剰作付による米価の低迷 ・冬季降雪による作付への影響 ・地球温暖化、自然災害の増加 ・新型コロナウイルス感染症拡大による需要への影響
内部環境分析	強み（Strength）	最大の市場機会 （「強み」を活かして どのようにして機会を創出するか）	差別化戦略 （「強み」を活かして どうやって脅威を克服するか）
	・交通利便性(長浜 IC、小谷城 SIC、木之本 IC) ・通過交通量の増加 ・田が市土の約 2 割 ・ほ場整備が山間地までできている ・集落営農が活発 ・転作作物の作付けが拡大 ・農地・水・環境保全活動が活発化 ・パワー、ノウハウを持った高齢者の活動 ・歴史と文化 ・兼業農家や農業機械が多い ・直売所が多い（8 か所） ・長浜バイオ大学との連携	・本市全体（琵琶湖、伊吹山地）を広大な田園の博物館とした観光型農業 ・地域資源の活用 ・自然・生態系保全型農業や有機農業*の推進 ・農家レストラン開設や地場産グルメメニューの開発 ・流通先の拡大、確保 ・生産から加工、流通、販売の 6 次産業化* ・加工品の開発・商品化 ・農業の多面的機能の評価をＰＲ ・体験交流プログラムの差別化と受入体制	・交通利便性を活かした販売戦略 ・農業体験研修や帰農者支援 ・生産物の品質向上（環境こだわり農産物） ・ブランド化産品の掘り起こし ・低価格商品との差別化 ・商工・福祉・教育分野との連携 ・市内産農産物を使った食育推進 ・農村協働力（地域の絆） ・バイオ技術の活用
	弱み（Weakness）	段階的施策 （「弱み」から どうすれば機会を逃さないか）	最大の脅威 （「弱み」を克服して 最悪の事態を招かない方策）
	・販売農家数の減少 ・農業者の高齢化 ・農地の集積が一部で進んでいない ・水田農業中心の営農類型 ・農業所得の減少 ・田の排水不良 ・田の高度利用 ・農業機械及び施設が多い ・弱い販売ネットワーク ・農家間の合意形成に時間がかかる ・GAP*・JAS*等の認証取得が進んでいない	・担い手の確保・育成 ・担い手への農地集積 ・農地の一括管理 ・ほ場条件の整備 ・高付加価値化 ・市内産農産物のブランド化 ・販売ネットワークの多様化 ・市民への市内産農産物のＰＲ （例：安全・安心・新鮮） ・農業機械及び施設の大型化・共有化 ・担い手農業者のネットワーク強化	・作物の多様化と農産物の品質向上による高付加価値な農産物の生産 ・直売所・インターネット販売などの新しい流通ルート開拓 ・生産者の意識改革 ・高齢農業者の増加に対応した集出荷体制の整備

課題の抽出

地域の現状を踏まえ、課題の集約を行うと、①「担い手の育成」、②「持続可能な農業経営の確立」、③「安全・安心な農産物の販路拡大」、④「環境の保全と共生」、⑤「農による交流促進」の 5 つに分類できます。これらの課題解決に向け、特色ある“長浜農業”をめざしていくことが重要です。

なかでも、本市にある多数の地域資源*は、多くの魅力と可能性を秘め、今後とも“地域の顔”として、後世に引き継ぎ、その特性を活かしつつ、農業の活性化を図っていく必要があります。

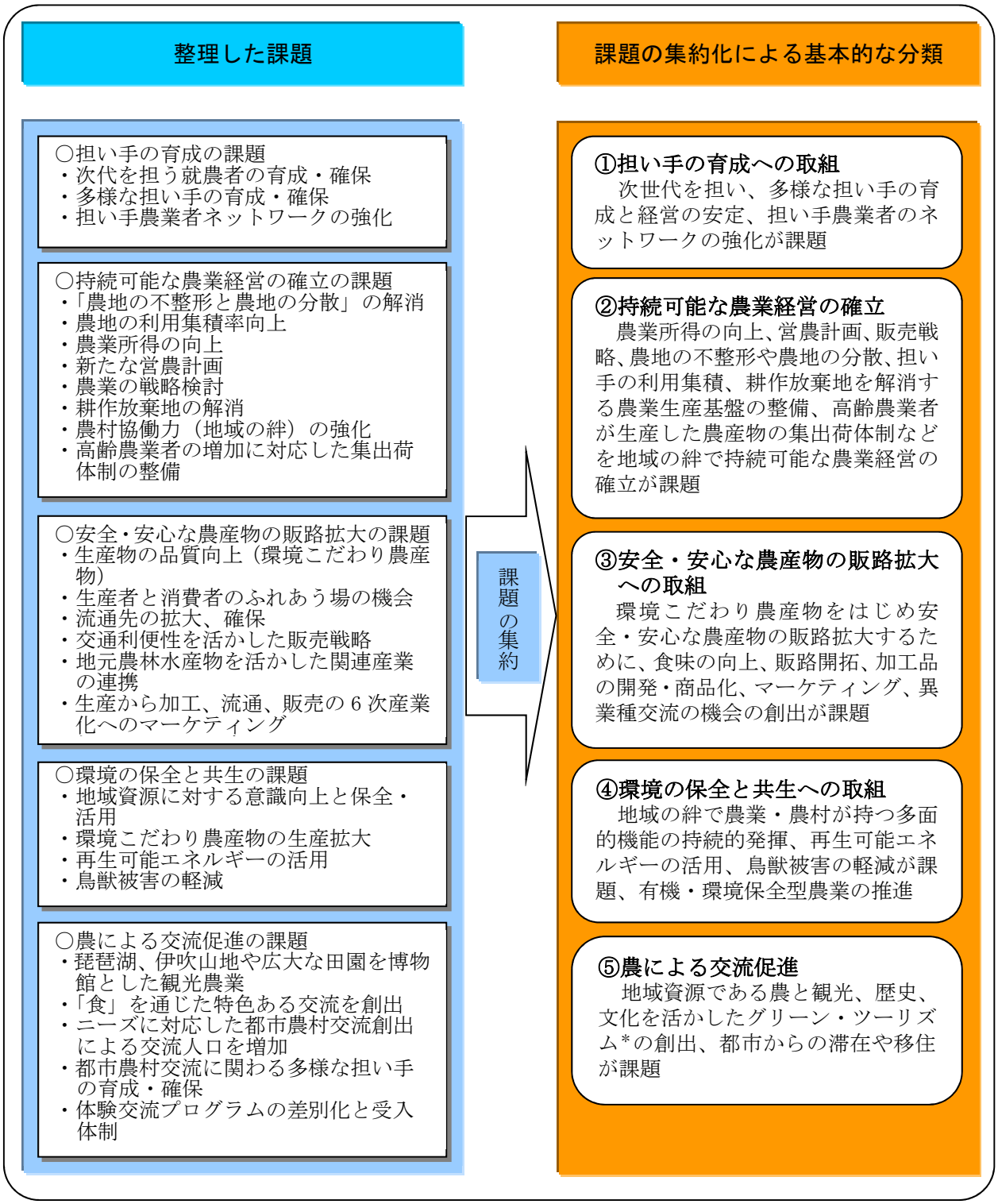

第３章　長浜市農業活性化の将来像・基本方針・基本施策の体系

・・・１　長浜市農業活性化の将来像

・・・２　基本方針

・・・３　基本施策の体系

・・・４　農業活性化プランの役割分担

3.1　長浜市農業活性化の将来像

(1) 長浜市農業の特徴

農業は、国の礎であり、人間の生命に不可欠な食の源であり、生命産業です。また、農業生産活動を通じて食糧の供給機能以外に国土保全や水源涵養*、良好な景観形成など多面的な機能*を有していることから、本市農業の活性化には他産業と不可分一体のものであるとの基本的な考えのもと、農業者が農業を持続できる環境づくりに向け各種施策を展開します。

本市の地域特性として、平坦部から山間部までの地形を有し、気温差を含め多様な自然条件のもと、地域の特性を活かした様々な農業生産に取り組むことができる環境にあります。また、水稲を中心とした土地利用型農業であり、環境こだわり農産物の作付など付加価値を付けた特色ある米づくりが行われています。さらに近年では、水田野菜、施設園芸作物の栽培も拡大傾向にあります。

(2) 平坦地農業の方向性

ほ場整備がほぼ完了した平坦部は、農業の担い手として大規模経営農家への農地集積とともに、集落営農組織の法人化に期待が寄せられています。

この地域は、農地の集積化に加え、ほ場区画の大区画化や直播の再検討などにより、コスト軽減をめざすとともに、農業機械の効率化も含め活力ある新たな経営づくりを進めます。

(3) 中山間地農業の方向性

中山間地域は、農業生産活動を通じ、農地の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等、多面的機能を有しています。

一方で、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易でないため、生産性の向上が平地に比べて難しく、人口減少、高齢化による担い手不足等とあいまって、営農条件面で不利な状況にあります。

中山間地域を今後も安定的に維持していくためには、小規模農家をはじめとした多様な経営体が多様な農業経営を実現する必要があります。このため、地域特性を活かした作物や技術の導入を推進するとともに、野菜や果樹及び特用林産物等も含めた多様な経営資源の組み合わせた複合経営により所得の向上をめざします。合わせて、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備を支援します。

また、農業者のみならず、地域関係者など多様な主体が、持続可能な農業のために相互に連携していくことが求められています。

担い手不足解消対策として、地域担い手・新規就農者の育成はもとより、市外からの担い手も呼び込んでいます。

(4) 農村振興の方向性

農村は食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには国土の保全、水源涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の継承等、多面的機能が発揮される場であることから、都市住民への恵沢も踏まえ、農村の振興を図ることが必要です。

また、農村では少子高齢化・人口減少が都市部に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的に広がるなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されていることも踏まえ、地域住民はもとより関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、農村の振興に資する施策を推進します。

農村の振興に当たっては、第一に、農村の多様な地域資源と多分野とを組み合わせて新たな価値を創出すること等による農業所得の向上及び雇用機会の確保、第二に、中山間地域をはじめとした農村に人が住み続けるための条件整備、第三に、農村への関心を高め、農村を広域的に支える新たな動きや活力の創造の「三つの柱」を軸に、行政、民間事業者及び地域等が一体となって、農村の振興に取り組みます。

(5) 長浜市農業の活性化の将来像

①農を支える人材が育成されています

認定農業者や集落営農組織をはじめとして小規模農家等の多様な担い手が、収益性の高い安定した経営を実践しています。

また、農業後継者や新規就農者等、地域の農業を担う幅広い人材が地域ぐるみで育成されるとともに、女性農業者の経営や地域社会への参画が進んでいます。

さらに、地域で収穫された農産物を加工、流通、販売、観光につなげる 6 次産業化が進んでいます。

②地域の特徴を活かした収益性の高い農業が展開されています

水田農業は、地域の特性を活かした売れる米づくりをはじめ、需要のある麦・大豆や収益性の高い加工用野菜（タマネギ、キャベツ等）や果樹等への転換が進み、バランス良く生産拡大されることにより水田の有効活用が図られ、効率的な土地利用型農業が展開されています。

また、園芸は、既存品目のイチゴ、トマトに加え地域の特性を活かした新規品目が多様なニーズに対応して生産が進んでいます。

③農業の高付加価値化により、活力が生まれています

6 次産業化により、地域の農産物が新たな商品・サービスの提供に活用されています。

また、本市は観光のまちでもあり、美しい景観や豊かな自然環境が良好に保たれた農村では、女性や高齢者など多様な人材によって、その土地ならではの食材を活かした郷土料理等を通じ、都市住民との交流が活発に行われることで、新しいビジネスモデルが構築され、農業の高付加価値化により、活力が生まれています。

④食や農に対する理解が進んでいます

市民と一体となった農村環境保全活動により農業生産が維持され、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されています。また、家庭や学校給食等を通じて食や農業への理解が促進され、食育と地産地消*が浸透しています。

⑤スマート農業の実装等農業分野における新技術の普及が進んでいます

スマート農業技術の現場実装が進み、農業者の生産コストの低減や省力化が図られています。

また、ゲノム編集*技術を利用した農産物等新技術の普及拡大により、新たな付加価値を生み出す農産物の普及が進んでいます。

⑥ＳＤＧｓの達成に向けた取組が展開されています。

持続可能な農業を確立するため、環境こだわり農産物・有機農業等、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、自然資本を管理・拡大させる取組が展開されています。

魅力ある農業・農村の実現に向け、先人が築き上げた農地、技術及び伝統・文化等が次世代の担い手に継承され、発展・展開するよう各種施策を推進し、本市農業の将来像を「協働でつくる風土を活かした 笑顔あふれる長浜農業」と設定し、既存の農業者が儲かる農業をめざすだけでなく、「オール長浜」と呼べる多様な担い手の参画と連携による農の絆で、本市の農業を盛り上げていきます。

人を結び、人を育み、人を動かす
「ながはま　農コミュニティプロジェクト」

協働でつくる風土を活かした

笑顔あふれる長浜農業

3.2 基本方針

本市の農業振興の将来像である**「人を結び、人を育み、人を動かす　ながはま　農コミュニティプロジェクト　協働でつくる風土を活かした笑顔あふれる長浜農業」**を実現するために必要な3つの視点【ひと】【もの】【交流・連携】から次の基本方針を設定します。

①農を支える人材育成（ひと）

担い手の育成・確保により、本市の農業活性化の中核となる**経営感覚に優れた**多様な人材育成支援や**農業経営体の組織化**を推進します。

②持続的な農の経営（もの）

農業生産基盤の確保や整備、新技術の導入、6次産業化などにより、農業収入を向上させ、**持続可能な農業経営**をめざします。

③農コミュニティの醸成（交流・連携）

農業者同志や農業者と消費者、農業関係団体、教育機関、他産業、行政などが語り合える機会の創出をめざします。

また、体験農業、交流イベントなど、都市と農村との交流を通じて地域内外の消費者とのコミュニケーションによる“農の絆”を深化させ、持続可能な農業の発展をめざしていきます。

3.3　基本施策の体系

将来像の実現をめざし、本市の農業を支える「①担い手の育成」による“ひとづくり”と、「②持続可能な農業経営の確立」、「③安全・安心な農産物の販路拡大」、「④環境の保全と共生」「⑤農による交流促進」の“ものづくり”を基本施策に掲げ、農業経営者や農業関係団体・市民が相互の“交流・連携”によって有機的につながることで、本市の農業活性化を推進していきます。

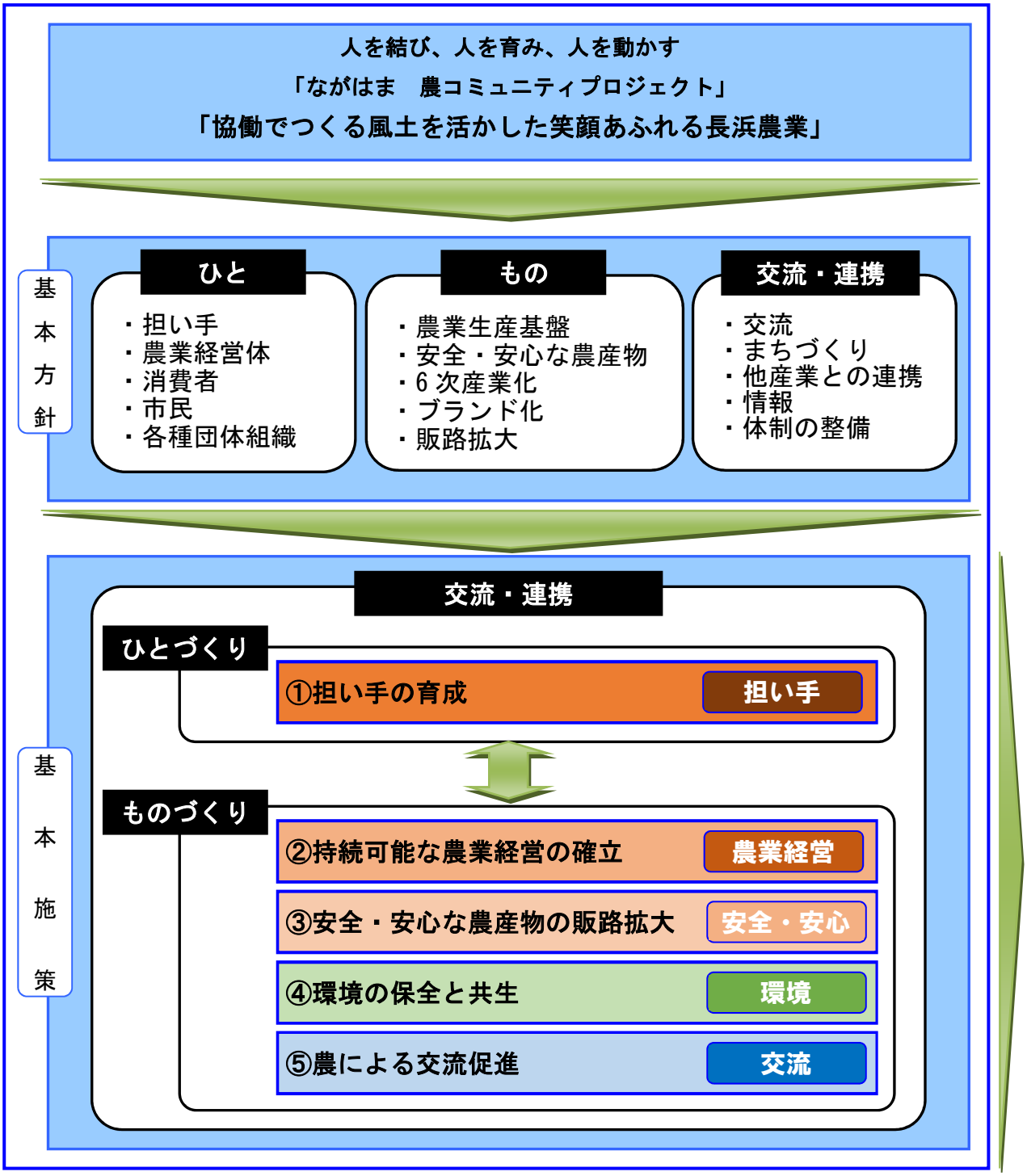

将来像・基本方針・基本施策

農業活性化プラン

基本施策	施策内容
(1) 担い手の育成	笑顔あふれる長浜農業モデル経営体の育成
	笑顔あふれる長浜農業をめざすしくみづくりの場を提供
	集落営農（転作から水稲協業化）の育成
	人・農地プラン*の作成推進
	青年農業者の湖北ニューファーマーズへの加入促進
	女性農業者が能力を発揮できる環境整備への支援
	新規就農者や定年帰農者、小規模農家の支援
	農福連携等の推進・支援
(2) 持続可能な農業経営の確立	優良農地を確保する土地利用計画
	耕作放棄地の解消対策
	農業生産基盤の保全と整備促進
	麦・大豆栽培への高性能機械の導入・共同利用推進
	需要に応じた米づくりと経営所得安定対策等の取組推進
	水稲新品種・大麦の取組と生産拡大
	近江米品質向上対策の推進
	担い手への農地の利用集積
	加工用野菜をはじめとした園芸振興による産地形成
	水田野菜及び園芸作物の生産振興に必要な機械・施設の導入に対する支援
	風土を活かした「長浜伝統野菜*」の持続的発展
	地域協働による多様な気候風土を活かした新たな作目導入支援
	新型コロナウイルスへの経済対策
(3) 安全・安心な農産物の販路拡大	マッチングフェアの開催
	米の食味向上
	高く売れる販路開拓
	農業生産工程管理(GAP)の取組の推進
	地域の直売所や量販店等と連携した市内産農産物のＰＲ及び販路拡大の推進
	「魚のゆりかご水田米」の推奨
	地産地消の推進支援
	加工品の開発・商品化に向けた体制づくり
(4) 環境の保全と共生	国・県の施策活用 多面的機能支払交付金*（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）・中山間地域等直接支払制度
	地域資源の活用と保全
	環境こだわり農産物の生産拡大
	有機農業や自然農法に取り組む農業者や地域への支援
	再生可能エネルギーの活用
	鳥獣被害解消への対策
(5) 農による交流促進	食育活動の推進
	消費者と農業者との交流・意見交換会
	伝統野菜や郷土料理の継承
	「長浜農的暮らし」を発信する交流事業推進
	市民農園*・滞在型市民農園整備促進支援

基本施策・施策内容

3.4　農業活性化プランの役割分担

本計画に定めた将来像**「人を結び、人を育み、人を動かす　ながはま　農コミュニティプロジェクト　協働でつくる風土を活かした笑顔あふれる長浜農業」**の実現には、農業者をはじめ、行政、市民、企業、NPO 団体、福祉・医療・教育機関、農業関係団体などの各主体が、それぞれの役割と責務を十分に認識し、連携、協働していくことが欠かせません。そこで、本計画の着実な実行に向け、各主体が担う主な役割を以下に示します。

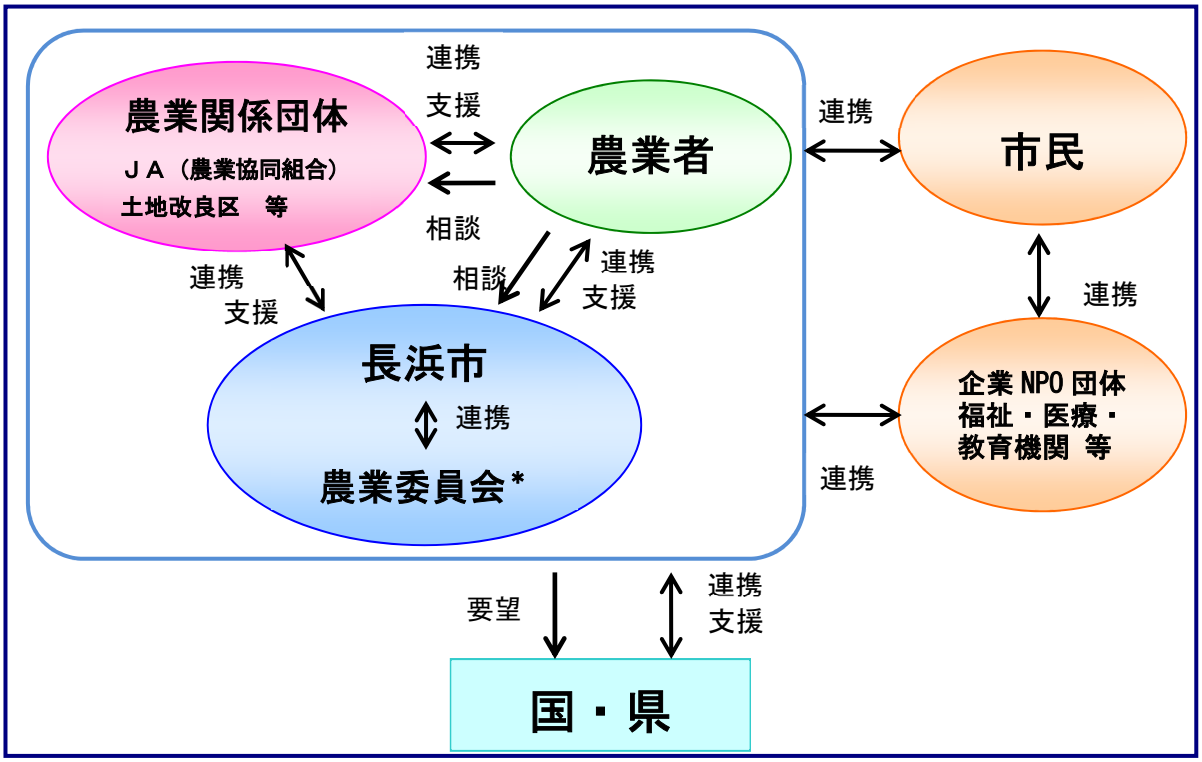

主　体	役　　割
農業者	・農業活性化の担い手として本計画を主体的に推進 ・消費者の需要に対応した農業生産、販売活動の展開 ・体験型農業・観光農園、食育の推進　等
市民	・農業の理解者、消費者として農業を振興 ・農業者との連携による農村環境管理への参画　等
行政	・本計画に基づく施策や支援制度の推進 ・本計画に関する情報提供 ・他部局との連携、庁内推進体制の整備 ・本計画の進行管理 ・各団体や個人との連携や活動支援　等
農業関係団体	・農業技術の指導や農業経営支援 ・地場流通など、地産地消への協力　等
企業、NPO、市民団体、福祉・医療・教育機関等	・地域伝統野菜のブランディング ・農村環境保全活動支援等の農業活動支援 ・市民との交流事業等の促進 ・農業体験や市内産農産物を活用した健康促進活動 ・農業･食品関連分野におけるしょうがい者等の就労に向けた取組　等

第４章　基本施策の展開

・・・1　担い手の育成

・・・2　持続可能な農業経営の確立

・・・3　安全・安心な農産物の販路拡大

・・・4　環境の保全と共生

・・・5　農による交流促進

・・・6　地域別基本施策の方向性

4.1　担い手の育成

■施策の方針

長浜農業の次世代を支える担い手を育成し、青年農業者、新規就農者を支援します。また、農業者の組織化を図り、長浜農業の発展を推進します。

■施策の目標

成果指標	現状値（当初 H24）	現状値（改定時 H28）	現状値（改定時 R1）	目標値（R5）
50 歳以下の認定農業者数	67 人	76 人	60 人	100 人
農地所有適格法人数（累計）	29 法人	45 法人	54 法人	55 法人
新規就農者数（累計）	15 人	18 人	28 人	36 人

■主要な施策(改定時 R2)

項目	番号	施策タイトル	工程			関係者			
			前	中	後	農業者	行政	市民（集落）	関係団体
継続	1	笑顔あふれる長浜農業モデル経営体の育成	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	2	笑顔あふれる長浜農業をめざすしくみづくりの場を提供	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	3	集落営農（転作から水稲協業化）の育成	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	4	人・農地プランの作成推進	◆	◇	◇	○	○	◎	○
継続	5	青年農業者の湖北ニューファーマーズへの加入促進	◆	◆	◆	◎	○		○
新規	6	女性農業者が能力を発揮できる環境整備への支援	◆	◆	◆	○	◎	○	○
継続	7	新規就農者や定年帰農者、小規模農家の支援	◆	◆	◆	○	◎		○
継続	8	農福連携等の推進・支援	◇	◆	◆	○	○	◎	○

工程：◆中心的に実施する時期、◇実施する時期
＊　関係者：◎実施主体、○支援主体または利用

1-笑顔あふれる長浜農業モデル経営体の育成

笑顔あふれる長浜農業モデル経営体を育成するため、本市は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す営農経営型を基本とし、効率的かつ安定的な農業経営体に成長するよう関係機関（湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携して農地が集団化・連担化した状態での集積を図るとともに、収益性の高い水田野菜及び施設園芸の拡大に向けて支援します。

また、農業者の作業軽減に向けた農業機械の購入に加え、農業法人や集落営農等の先進地視察や、後継者の確保・育成につながる資格取得等の支援をします。

意欲ある農業経営体については、専門職員がいる湖北農業農村振興事務所をはじめＪＡ

等と連携して湖北地域農業センター事業の広域機能を活用し、栽培技術や財務諸表をもとにした経営診断や経営相談等を開催します。

事例紹介１

湖北地域農業センター

湖北地域農業センターは、長浜市、米原市及びＪＡレーク伊吹、ＪＡ北びわこなどが共同で設立した組織で、多数の事業を実施しています。

項目	内容
担い手育成	担い手課題の解決に向けた学習会、研修会 担い手育成の検討会 集落営農研修会 経営診断や経営管理能力向上、法人化に向けた取組研修会 農業機械安全セミナー、新技術支援研修会
集落営農法人化	集落営農リーダーの集落法人化研修会 集落営農リーダーの資質向上を図る集落営農研修会 農業機械安全セミナー 経営複合化
個別経営体育成	農業機械安全セミナー 経営複合化、新技術支援研修会
農業簿記・税務研修	農業簿記研修会、税務研修会、パソコン簿記研修会
新規就農者・青年農業者育成支援	現地研修会、農業機械安全セミナー、農業簿記研修会
人・農地プラン	人・農地プラン策定研修会
情報収集	各種補助事業の情報収集と伝達
結婚相談事業	両市結婚相談員情報交換会、意見交換会、婚活イベント
地産地消 （日曜朝市）	5 月から 12 月の毎週日曜日の日曜朝市、盆市、年末市 地産地消推進イベント 栽培品目（少量他品目）増加と技術向上に向けた研修会 農作物地産地消研修会
近江米品質向上対策	情報交換会 品質向上対策研修会 啓発資料作成 実験ほ場 稲刈り交流イベント、稲刈り体験交流会 近江米販売促進キャンペーン 　近江米振興協会の品質向上対策として、食味改善プロジェクトを立ち上げ、「特Ａ産地」をめざした事業の展開、近江米消費拡大、販売促進キャンペーン
花き推進協議会	花き市場との意見交換会、花き推進協議会品評会及び研修会
植物防疫推進	貸与防除機の点検整備、病害虫防除啓発資料作成

出典：湖北地域農業センター運営委員会資料抜粋

事例紹介２

水稲生産コスト

①どれぐらい、コストが下がるか？

【個人所有の機械を更新した場合】

機械等の名称	能力等	金額（千円）
トラクター	20ps	2,000
田植機	5条植え	2,000
コンバイン	2条刈（グレンタンク）[*]）付き	3,000
格納庫		3,000
合　　計		10,000 千円
20戸の集落だと…		200,000 千円
（1戸当たり）		10,000 千円

【20戸集落で高性能機械を導入した場合】

機械等の名称	能力等	金額（千円）
トラクター	55ps	5,500
田植機	8条植え	3,000
コンバイン	6条刈（グレンタンク）[*]）付き	13,000
格納庫		20,000
合　　計		41,500 千円
		41,500 千円
		2,075 千円

②どれくらい省力できるか？

【個人の場合の作業時間】

機械等の名称	能力等	作業内容	時間（10a）
トラクター	20ps	耕うん	0.62
田植機	5条植え	代かき	0.49
コンバイン	2条刈（グレンタンク）[*]）付き	田植え	0.41
格納庫		刈り取り	1.67
合　　計			3.19

【高性能機械での作業時間】

機械等の名称	能力等	作業内容	時間（10a）
トラクター	55ps	耕うん	0.31
田植機	8条植え	代かき	0.16
コンバイン	6条刈（グレンタンク）[*]）付き	田植え	0.30
格納庫		刈り取り	0.20
合　　計			0.97

出典：滋賀県担い手育成総合支援協議会資料（みんなで考えよう！！集落の明日を）

2-笑顔あふれる長浜農業をめざすしくみづくりの場を提供

小谷城スマートインターチェンジ（ＩＣ）栽培実験農場では、地元農業法人の協力を得て、本市、ＪＡ北びわこ、企業及び農業関係者等が連携し、ビニールハウスでの園芸作物の栽培や加工・体験事業等の６次産業化に取り組むとともに、水田を活用した市場ニーズの高い加工用野菜等の実証栽培に挑戦します。

市は、これらの取組を通じ、主要生産品目の拡充や６次産業化等による農業者の経営安定化及び担い手の育成を推進します。

さらに、農業者の高齢化等により、担い手農家への集積が進んでいる一方、怪我や病気による不測の事態が発生した場合の対応が困難になってきていることから、持続可能な農業経営を支援するため、市内ＪＡ等の協力により緊急時の農作業支援体制を構築します。

3-集落営農（転作から水稲協業化）の育成

既存の集落営農組織は、転作（麦大豆）を協業で行っていますが、水稲では協業化は多くありません。このため、水稲は農業用機械を個々の農家で保有しているので、生産コストがかさんでいます。

従って、事例紹介 3 のように、地域づくり協議会が中心となって、担い手が不足している地域で協業化を促すことで、生産コストの低減が図られるなどの情報提供が可能です。

また、関係機関（湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携して、水稲協業化の必要性やメリット、先進的な事例等を分かりやすく解説したリーフレット等の啓発資料を活用し、研修会、意見交換会、集落座談会などを通じて意識向上を図り、集落営農組織（水稲協業化）設立や法人化への展開を支援していきます。

4-人・農地プランの作成推進

関係機関（ＪＡ、農業委員会、湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター）と連携して、集落や地域における話し合いにより、地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化等）や今後における地域の中心となる農業経営体や農地の集積方法などを定めた「人・農地プラン」の作成を促進します。

特に作成済みの地域においては、地域の実情に合った実質化したプランへの更新を促進します。

5-青年農業者の湖北ニューファーマーズへの加入促進

次世代における長浜農業の担い手となる青年農業者を対象に、関係機関（湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携して、情報交換や経営改善研究活動を通じた交流による仲間作りと意識向上をめざし、滋賀県湖北地域の青年農業後継者の集まりである「湖北ニューファーマーズ」への加入を促進します。

6-女性農業者が能力を発揮できる環境整備への支援

農業や地域に人材を呼び込み、地域農業を発展させていくためには、女性の農業経営への参画が重要です。地域農業への女性の参画を推進するため、情報共有の場を設ける等、女性農業者同士の交流を一層推進します。さらに、女性農業者が活動しやすい環境整備を進めるとともに、活動等を情報発信することにより、女性の就農を支援します。

事例紹介３

高月地域づくり協議会地域振興部会地域農業育成会議

高月地域は、「高月地域づくり協議会」を設置し、地域住民が県や市と連携・協働しつつ、地域づくりを行っています。

地域づくり協議会の中で、農業は、地域振興部会に位置づけられ、「地域農業育成会議」を設け、地域での話し合いによる「担い手の育成（集落営農組織の設立）」など地域農業の育成を行っています。

このため、高齢化が進む北部地域や担い手がいない地域を対象に、高月地域づくり協議会地域振興部会地域農業育成会議の取組を「地域づくり協議会連絡会」や「長浜市広報」などを通じ、情報提供を行い、県や市と連携し、集落営農組織（水稲協業化）設立や法人化への展開を支援していきます。

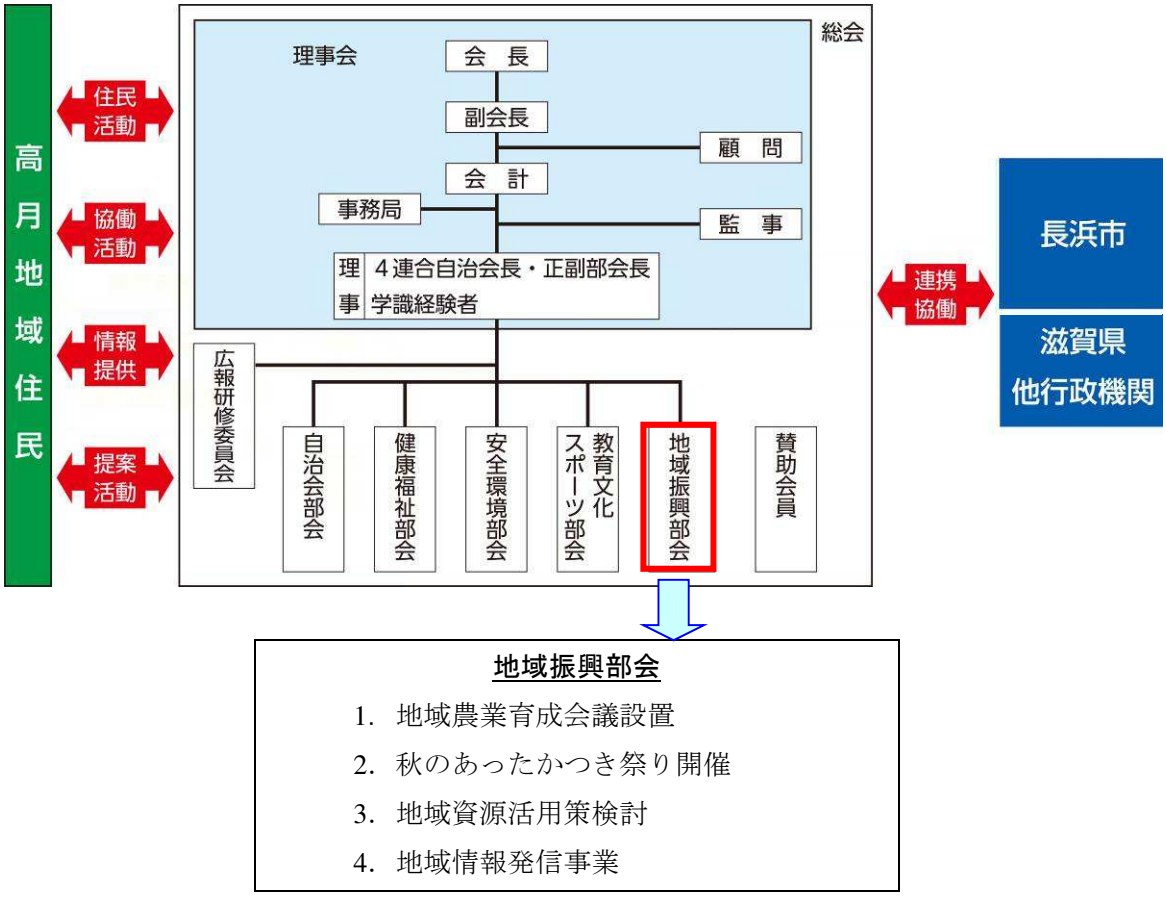

出典：高月地域づくり協議会ホームページ

7-新規就農者や定年帰農者、小規模農家の支援

①農業次世代・人材投資事業による青年就農者を支援

独立・自営就農する農業者（50 歳未満）を対象に、本市は、農業を始めてから経営が安定するまで「農業次世代・人材投資事業」を実施することで、青年就農者の新規就農を支援します。

また、新規就農者が抱える「経営・栽培技術」、「営農資金の確保」、「農地の確保」等の課題を総合的に支援するため、関係機関（農地中間管理機構*、農業委員会、ＪＡ、湖北農業農村振興事務所）によるサポート体制を構築しています。

②新規就農支援事業による支援

新規就農を希望する方に対して関係機関（湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携して、農業適性の自己判定や実習先の紹介等の支援を行うとともに、新規就農から5年以内（18歳以上55歳未満）の農業者を対象に、本市は、「新規就農支援事業」として、新規就農に係る必要な経費（研修、生産、生活）を支援し、新規就農者を応援します。

③認定農業者や指導農業士の協力要請

新規就農者が営農に不安を持つ栽培技術のほか、雇用者との接し方、地域との関わりなどについて、新規就農者のよき相談相手として、関係機関（湖北農業農村振興事務所、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携して、指導農業士*に協力を要請し、農業を続けられる体制を整え、新規就農者の定着化を図ります。

④農業実践研修事業による新規就農者教育支援

新規就農者のよき相談相手として、新規就農者を受け入れる認定農業者や指導農業士に協力を要請し、本市は、「農業実践研修事業」として、実践研修を中心に年間研修プログラムに基づいた農業の基礎及び専門的な技術の習得に必要な経費を支援します。

⑤利用権設定の弾力的運用による支援

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定における下限面積要件を緩和することにより、意欲ある新規就農者への農地の貸借を容易にし、就農促進を図ります。

⑥定年帰農者の支援

農業者の高齢化に加え農業離れが進み担い手が不足する中、土と親しみ、自然と触れ合う生きがいとしての農業を推進するとともに、団塊世代の定年退職者などを地域農業の新たな担い手として、栽培技術習得等の支援を行い就農促進を図ります。

⑦小規模農家への支援

集積・集約が困難な条件の不利な農地において、農地の保全、遊休農地化の未然防止及び多様な担い手を確保するため、小規模農家への農業機械の導入等を支援します。

8-農福連携等の推進・支援

①しょうがい者等が農業に取り組める環境づくりへの支援

しょうがい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいづくりの場を創出するとともに、担い手不足や高齢化等が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる農福連携等を推進します。

②高齢技能者「農の匠」の活用拡大

本市の農業を担う農業従事者の高齢化が進行する中、豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動に取り組み、農村地域の暮らしや文化に関する知識等を有する高齢技能者を、県が認定する「農の匠」に登録し、高い技能や農村文化を次世代に伝承していきます。

表　令和２年の高齢技能者「農の匠」

部門	農業生産	農産加工	農村工芸	食文化伝承	計
長浜市	８人	２人	０人	１人	11 人

資料提供：滋賀県

4.2　持続可能な農業経営の確立

■施策の方針

持続可能な農業経営の確立をめざして、農業生産基盤や生産施設の整備を図り、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入を支援します。

■施策の目標

成果指標	現状値 (当初 H24)	現状値 (改定時 H28)	現状値 (改定時 R1)	目標値(R5)
農地利用集積面積 (担い手集積率)	32%	63%	67.6%	80%
耕作放棄地面積	63.3ha	53.3ha	52.5ha	45ha

注：農地利用集積面積の積算方法を H29 改定時に利用権設定率から担い手集積率に変更しています。

■主要な施策(改定時 R2)

項目	番号	施策タイトル	工程			関係者			
			前	中	後	農業者	行政	市民	関係団体
継続	1	優良農地を確保する土地利用計画	◆	◆	◆	○	◎		○
継続	2	耕作放棄地の解消対策	◆	◆	◆	◎	○	○	○
継続	3	農業生産基盤の保全と整備促進	◆	◆	◆	○	◎		○
継続	4	麦・大豆栽培への高性能機械の導入・共同利用推進	◆	◇	◆	○	○		◎
継続	5	需要に応じた米づくりと経営所得安定対策等の取組推進	◆	◇	◆	◎	○		○
継続	6	水稲新品種・大麦の取組と生産拡大	◆	◆	◇	○	○		◎
継続	7	近江米品質向上対策の推進	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	8	担い手への農地の利用集積	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	9	加工用野菜をはじめとした園芸振興による産地形成	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	10	水田野菜及び園芸作物の生産振興に必要な機械・施設の導入に対する支援	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	11	風土を活かした「長浜伝統野菜」の持続的発展	◇	◆	◆	○	○	◎	◎
継続	12	地域協働による多様な気候風土を活かした新たな作目導入支援	◆	◆	◆	○	○	◎	◎
新規	13	新型コロナウイルスへの経済対策			◆	○	◎	○	○

工程：◆中心的に実施する時期、◇実施する時期

＊ 関係者：◎実施主体、○支援主体

1-優良農地を確保する土地利用計画

①農地の適正な管理

農地を適切に管理するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画や農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用することで長期的な視野に立ち優良農地の確保を図ります。

②農地パトロールの拡充

農業委員会が中心となり、耕作放棄地及び農地法の許可（届出）案件の履行状況の調査・確認、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の状況、耕作放棄地の実態把握等、農地パトロールの拡充を推進します。

③地図情報システムの活用

データ化した情報を有効に活用することで、農地の利用状況の確認をはじめ、農業振興地域整備計画の変更や農地制度の適正運用につなげます。

また、複合的に活用することで、農業の担い手の確保や耕作放棄地の発生防止及び再生にかかる施策の推進につなげます。

2-耕作放棄地の解消対策

①不在地主や土地持ち非農家への働きかけ・あっ旋

本市は、農業委員会と連携し、不在地主や土地持ち非農家に対し、農地情報の提供や担い手への農地集積を要請していきます。

②国の既存施策活用

経営所得安定対策等、多面的機能支払交付金*（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）・中山間地域等直接支払制度*、農山漁村振興交付金、農山漁村 6 次産業化対策事業など、国の既存施策の活用を図るとともに、制度についての情報提供を行います。

③耕作放棄地活用支援

本市は、耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等））を支援するとともに、有効利用となる活動（農地の保全管理や農作物の作付等）に対して支援を行い、耕作放棄地を解消し、拡大を防止します。

④中山間地域のサポート体制

本市は、農業者の高齢化による労働力不足から耕作放棄地の拡大が懸念されている中山間地域で、滋賀県湖北農業農村振興事務所、ＪＡ北びわことで構成するサポートセンターを活用し、農業の継続により、美しい風景や農村生活を守ります。

3-農業生産基盤の保全と整備促進

①既存農業水利施設の老朽化診断によるアセットマネジメント等

本市における農業生産基盤としては、ほ場のほか、用排水路、取水堰、機場などの農業水利施設があります。農業水利施設は、農地に安定的な用水の供給や排水など、農業生産の基盤だけでなく、地下水の涵養（かんよう）や湛水被害の軽減、地域用水として農村の景観を形成し生態系を保全するなどの生活に密着した多面的機能を発揮している社会資本です。このため、既設農業水利施設（水路、機場、水門、樋門等）の状態について診断調査と評価を行い、施設機能の保全対策を比較し、的確な対策を実施するアセットマネジメントを推進します。

また、頻発・激甚化する自然災害への対応として、ため池の改修等を進めます。

②ほ場区画の整理・大型化など、ほ場整備の促進

耕作放棄地の解消、担い手への農地の利用集積、水田農業の活性化と併せて、優良農地を確保していくため、畦畔の除去と暗渠排水の整備によるほ場区画の整理・大型化と、小規模な農地のほ場区画の整理を行います。また、これらと一体的に、地元からの要望と合意形成が図られた地区を対象に県、土地改良区と連携し、県が実施する農道、用水路・排水路並びに付帯施設の老朽化等に対応した更新及び施設の機能向上整備を行い、農業生産性向上や排水条件の整備を促進します。

③地下水位制御システム整備の促進

本市水田の多くは湿田であるため、地下水位制御システム（ＦＯＥＡＳ フォアス）の整備を進めることで、田の耕地利用率の増加が期待でき、裏作の導入や野菜の作付が可能となります。このため、県が実施する補助事業によって、地元からの要望と合意形成が図られた地区を対象に、県、土地改良区と連携し、整備を検討します。

また、小谷城スマートＩＣ栽培実験農場において、同システムをモデル事業として施工し、キャベツやタマネギ等の野菜を栽培し、良好な生育を確認しています。

④生態系に配慮した生産基盤整備

農業生産基盤（区画の整理・大型化、農業水利施設等）の整備は、自然環境や生態系保全を配慮（田んぼに遡上できるように魚道の設置）する等、調和に配慮した整備を県、土地改良区が連携し、推進します。

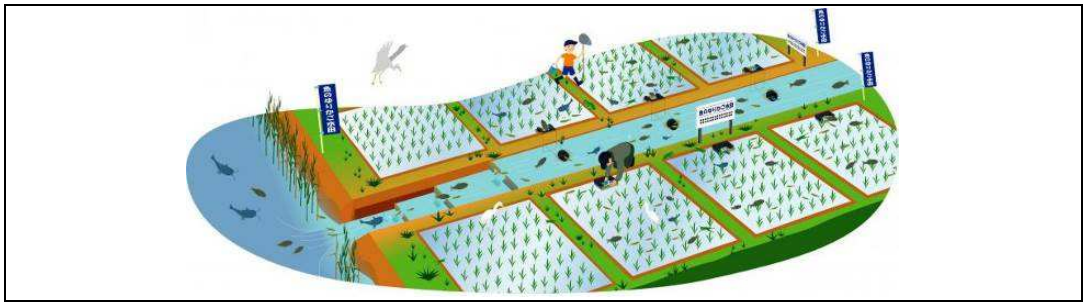

出典：滋賀県資料

事例紹介 4

地下水位制御システム（ＦＯＥＡＳ フォアス）

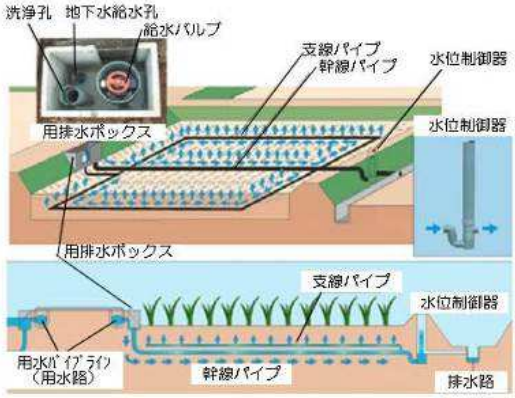

地下水かんがいは、暗渠排水施設に直接用水を注水する方法や排水路を堰き上げて排水を注水する方法などが取られていました。

しかし、地下水かんがいは、作物が必要とする地下水位、土壌水分をほ場全体で均一に維持することが困難でした。また、用水中には泥・土砂等が混入しているため、暗渠管内への堆積や酸化鉄付着の問題がありますが、これらの課題を解決するとともに、湿害と干ばつの双方を回避し、地下水位を設定高で維持することができます。

「地下水位制御システム（ＦＯＥＡＳ フォアス）」は、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構（略称:農研機構）が開発しました。

（出典：独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構資料）

小谷城スマートＩＣ栽培実験農場

農研機構などが開発した地下水位制御システム「ＦＯＥＡＳ（フォアス）」を使った水田野菜のモデル農場を整備し、キャベツやタマネギ等の水田野菜の生産規模拡大に向けた取組を進めています。

フォアス施工の様子

フォアス施工地のキャベツ

4-麦・大豆栽培への高性能機械の導入・共同利用推進

農地の利用集積と利用調整を促進することにより、麦・大豆の団地化（ブロックローテーション）の維持・発展に努め、高性能機械の導入による共同利用を推進し、作業の効率化と生産コストの低減を図ります。また、転作に必要な農業用機械の整備を図る認定農業者を対象に「生産調整推進用アタッチメント整備事業」による支援を行います。

5-需要に応じた米づくりと経営所得安定対策等の取組推進

国はこれまで生産数量目標の配分により主食用米の需給調整を進めてきましたが、平成30年の米政策の見直しにより、生産者や集荷業者が、国の示す地域別の需給情報を踏まえたうえで、自らの経営判断や販売戦略に基づき、主体的に生産量等を決定していくことになり、需要に応じた米の生産が求められています。

長浜市農業再生協議会では、米の需給・価格の安定のため、麦や大豆、新規需要米等の取組を本作化すること（生産調整のための生産ではなく、需要に応じた生産に切り替えること）が必要であることから、水田での麦、大豆、飼料用米、加工用米、野菜等の作付けを推進し、国が実施している「経営所得安定対策等」を活用することで、本市農業の特徴である土地利用型農業における担い手の経営安定を図り、農業経営体の所得向上をめざします。

6-水稲新品種・大麦の取組と生産拡大

関係機関（県、湖北地域農業センター、ＪＡ）と連携し、県が開発した消費者ニーズに合った水稲新品種（みずかがみ）の作付を促します。

また、市内ＪＡ等と連携し、高タンパク質の麦茶用大麦（ファイバースノウ）の契約栽培等による作付を促します。合わせて、地力増進のため麦わらのすき込みを推奨します。

提供： JA 北びわこ

7-近江米品質向上対策の推進

①情報交流会、品質向上対策研修会及び実験ほ場、イベント、実演会の参加促進

本市は、湖北地域農業センターが実施している近江米品質向上対策事業（品質向上対策研修会、実験ほ場、水田直播栽培*の普及に向けた実演会及び技術講習会の開催など）を財政面で支援するとともに、意欲ある農業経営体の参加を促します。

出典：湖北地域担い手育成総合支援協議会　水稲湛水土中直播栽培マニュアル

②品質向上をめざした事業の展開

関係機関･団体と協働してドローンによるリモートセンシング*技術を活用した水稲の育成診断による品質の高い米づくりの技術導入を検討していきます。

ドローン画像

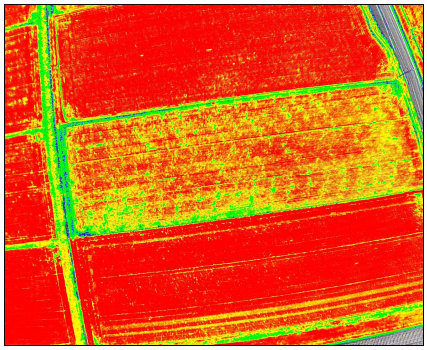
ドローンによる育成診断画像

出典：滋賀県提供画像

8-担い手への農地の利用集積

本市は、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業と連携し、担い手への農地の利用集積を促進します。

また、今後の農業の発展において、担い手確保が最優先であり、大規模個人農業者や集落営農組織に土地及び作業を集積していくことをめざす必要があります。このため、「経営所得安定対策等」の推進を図る中で、「人・農地プラン」を活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、認定農業者や集落営農組織の育成を行い、農地を集積する中で効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図っていきます。

図1:年齢別色分け表示(黄色が50代など)　図2:後継者有無別色分け表示(赤色が無し)

図3:シミュレーション実施前　図4:シミュレーション実施後

出典：農林水産省資料

事例紹介 5

木之本町千田集落

国営事業及び県営ほ場整備事業を契機に一集落一農場方式の法人化

農村振興局長賞（平成 18 年度受賞）

木之本町千田集落は、将来の集落営農の方向について検討、平成 7 年に一集落一農場方式を採用する千田農業生産組合を設立、国営事業及び県営ほ場整備事業を契機に平成 12 年 2 月「農事組合法人夢ファームせんだ」を設立、12 月に特定農業法人の認可を受けました。

水稲は全面的に湛水直播栽培へ転換し、大幅な省力化を実現しました。また、濁水を発生させない営農方法の定着等、地域環境への負荷軽減にも努め、安全・安心な農産物生産へ積極的に取り組んでいます。組合員各自の得意分野を活かした効率的な運営は、兼業農家中心の地域における集落営農のモデルとなる活動を展開しています。

出典：農林水産省資料

9-加工用野菜をはじめとした園芸振興による産地形成

米・麦・大豆にかわる高収益野菜として、本市の産地パワーアップ計画に基づき、加工用タマネギ、加工用キャベツの産地形成を促進するため、ＪＡレーク伊吹及びＪＡ北びわこが主体となって、生産者及び全農しがと連携し、生産・集荷・販売を継続していくための体制や仕組みづくりを支援します。

また、キャベツ、タマネギ、メロン、トマト、イチゴ、ブロッコリー、マクワ、山菜、カキ（太秋）、ブドウ、イチジク、ブルーベリー、小菊（プチマム含む）、リンドウなどの園

芸振興による産地形成を促進するため、県、ＪＡ及び生産者と連携し、産地形成のための情報収集、販売戦略を検討します。

10-水田野菜及び園芸作物の生産振興に必要な機械・施設の導入に対する支援

産地形成に向けた水田野菜、消費者の多様なニーズに対応できる少量多品目の野菜や花き生産による収益力の高い効率的な農業経営をめざす農業者を対象に、本市は「水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業」や「園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業」によって、新規取扱品目や複合経営への取組を支援します。

11-風土を活かした「長浜伝統野菜」の持続的発展

本市には、人々が古くから守り、受け継いできた尾上菜、高月菜、高月丸なす、山かぶらなどの伝統野菜*が残っています。県、ＪＡ及び生産者と連携し、「長浜伝統野菜」の一つひとつが持っている品種・栽培法などの特長、歴史や文化的な価値を、長浜の魅力と価値のひとつとして全国に伝えることで、長浜ファンを増やし、長浜へ来てもらい、地域との交流を創りだし、長浜農業を元気にする取組を促進します。

また、農業者の高齢化が進む中、農産物を直売所や市場などへ農業者が運んでいくことが出来なくなっていくことが予測されます。このため、高齢農業者が生きがい農業として、いつまでも健康で少量多品目の作物や伝統野菜などを生産していけるように、作業負担がかかる集出荷を地域の絆でサポートできる体制を整備します。

高月丸なす 	高月菜
尾上菜 	山かぶら

出典：「近江の特産物発掘調査報告書」滋賀県農政水産部農業経営課
滋賀の食事文化研究会調査・編集

12-地域協働による多様な気候風土を活かした新たな作目導入支援

地域の話し合いと、県、ＪＡ、生産者、地域づくり協議会、住民の協働で、野生獣が好まない作目の赤ジソ、コンニャク芋、しょうが等に着目するなどして、耕作放棄地の解消と地域振興を図る新たな作目の導入を支援（アドバイザーやコンサルタントの派遣）します。

事例紹介６

余呉地域は農業者の高齢化、冬季の雪と鳥獣被害の増加で耕作放棄地が増加していましたが、対策会議を進め、赤ジソは野生獣が好まないことに着目し、丁寧に栽培した結果、良質のものが出来ました。

余呉の風土を活かした赤ジソの栽培で、耕作放棄地の解消と、地域振興を図っています。

余呉地域における耕作放棄地活用・再生による赤ジソ

提供：余呉地域づくり協議会余呉赤紫蘇栽培会

13-新型コロナウイルスへの経済対策

本市では、「長浜市産地パワーアップ計画」等に基づき、市内ＪＡ等が「産地化」をめざし、生産拡大に取り組んでいる加工用タマネギ及び加工用キャベツについて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、外食産業の需要が急激に縮小し、収穫、販路の確保及び今後の生産が大変厳しい状況となる中、計画に参画する農業者がこの取組を継続できるよう、ＪＡを通じて農業者を支援します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や自然災害等による農業収入の減少などに備え、農業経営収入保険*に加入する農業者を支援します。

そのほか、新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しながら、市内の農林水産物の生産・消費拡大等に向けた経済対策に積極的に取り組みます。

4.3　安全・安心な農産物の販路拡大

■施策の方針

生産者の顔が見える農業により、安全・安心な農産物を生産し、適正な情報開示による農産物の販売を促進します。

■施策の目標

成果指標	現状値（当初 H24）	現状値（改定時 H28）	現状値（改定時 R1）	目標値(R5)
学校給食地産地消率	28%	34%	38.8%	40%
6 次産業事業者数	0 件	2 件	2 件	10 件

注：6 次産業事業者数は、「六次産業化・地産池消法」に基づく事業計画認定者数

■主要な施策(改定時 R2)

項目	番号	施策タイトル	工程			関係者			
			前	中	後	農業者	行政	市民	関係団体
継続	1	マッチングフェアの開催	◆	◆	◇	○	○	○	◎
継続	2	米の食味向上	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	3	高く売れる販路開拓	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	4	農業生産工程管理（ＧＡＰ）の取組の推進		◆	◆	○	○	○	◎
継続	5	地域の直売所や量販店等と連携した市内産農産物のＰＲ及び販路拡大の推進	◆	◆	◆	○	○	◎	○
継続	6	「魚のゆりかご水田米」の推奨	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	7	地産地消の推進支援	◆	◆	◆	○	◎	○	○
継続	8	加工品の開発・商品化に向けた体制づくり	◆	◆	◆	○	○	○	◎

工程：◆中心的に実施する時期、◇実施する時期
＊　関係者：◎実施主体、○支援主体

1-マッチングフェアの開催

新たな人材を育成し、異業種間の地域交流を図るために、県が主催する生産者と飲食店やホテル・旅館、食品製造業などとのマッチング交流会を活用し、市内農業者の販路拡大を推進します。

2-米の食味向上

湖北地域農業センターが実施している近江米品質向上対策事業における食味改善プロジェクトにおいて、米の品質向上をめざし、湖北農業農村振興事務所、ＪＡと連携し、リモートセンシング技術を活用した水稲の品質解析（品質管理）や環境こだわり農産物栽培な

ど、現場への技術の普及を行うことにより、食味の高い美味しい米づくりを提案していきます。

3-高く売れる販路開拓

本市は、湖北地域農業センターが実施している食味改善プロジェクトのほか、近江米消費拡大・販売促進キャンペーンを支援します。また、販路拡大に関心のある農業者に、稲刈り体験交流会、近江米販売促進キャンペーン等への参加を促します。

4-農業生産工程管理（ＧＡＰ）の取組の推進

食の安全や環境保全、労働安全等への取組を評価するためにできた農業生産工程管理（ＧＡＰ）には、日本発のＪＧＡＰやアジアＧＡＰ、欧州発のグローバルＧＡＰの３種類があります。農産物仕入でＧＡＰ認証を「確かな商品が供給できる、信頼できる調達先（農場）の目印」として活用する企業も次々と出てきており、開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準とされている等、国内でもＧＡＰの取得拡大が推進されています。

本市においても、持続可能性の確保、競争力の強化、品質向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者の信頼性の向上や従業員の意識変化が期待されるＧＡＰの取組を推進します。

5-地域の直売所や量販店等と連携した市内産農産物のＰＲ及び販路拡大の推進

県が認証する「環境こだわり農産物」や長浜市有機農業推進協議会が取り組むこだわり野菜等の市内産農産物やその加工品の生産者と消費者が、地域の直売所や量販店等におけるイベント等で交流を図ることができるよう支援するとともに、消費者に市内産農産物の魅力を知っていただくことを通じた販路拡大を推進します。

6-「魚のゆりかご水田米」の推奨

本市は琵琶湖に面し、水田農業が盛んであることを背景に、県が認証する「魚のゆりかご水田米」の取組も有効に活用して、風土を活かした笑顔あふれる長浜農業の実現に向けて、強化・拡大を促進します。

「魚のゆりかご水田米」

滋賀県は、田んぼに遡上できるよう設置した魚道を通り、田んぼで産卵・繁殖している状況を確認するとともに、魚毒性の最も低い農薬（除草剤）を使用するなど、魚にやさしい田んぼでつくられた米を県が「魚のゆりかご水田米」として認証しています。

出典：滋賀県資料

7-地産地消の推進支援

市民に積極的に市内産農産物を選択してもらえるよう、市民と農業者との交流を進め、市内産農産物や市内の食文化に触れる機会を拡大する必要があります。

市内産農産物の消費拡大につなげるため、安定供給体制の構築や学校・病院等施設における地場産食材の活用等地産地消*を推進します。

また、家庭での調理機会の減少など、食と農の距離の広がりが懸念される中、消費者が農業者と直接結びつき、農産物の詰め合わせセットを月一、週一など定期的に定額で購入することで農業経営を支える「地域支援型農業（ＣＳＡ:Community Supported Agriculture）の導入支援も検討します。

さらに、農業者は、農業生産活動に時間がかかり、加工・流通まで手が回っていない現状にありますが、例えば、野菜を小分けにして農産物直売所などで販売する等工夫をすることで付加価値がつき、農業所得を高めることが可能となります。一方で、農産物の加工商品の開発には、マーケティングやパッケージを含めた戦略が必要です。このため、6 次産業化をはじめとした地産地消推進に貢献する事業を行う農業者を支援します。

8-加工品の開発・商品化に向けた体制づくり

地域の産物として売り出す場合、全国的にありふれたものでは、なかなか売れません。

加工品の開発・商品化を図るためには、加工や販売に関するノウハウ、人材不足、リスクがあるため、積極的な展開が進んでいない状況にあります。このため、長浜らしい加工品の開発・商品化に向け、生産者のほか既存加工グループなどと連携を図りつつ、独創的な発想により時間をかけ、研究開発や試作、改良を繰り返し、商品化、販路開拓していくことが求められます。そこで、人づくり、仕組みづくり、組織づくりなど体制づくりを行い、検討していきます。

4.4　環境の保全と共生

■施策の方針

農業・農村の振興・活性化により、地域の自然環境や田園景観の保全・形成を図っていきます。

■施策の目標

成果指標	現状値 (当初 H24)	現状値 (改定時 H28)	現状値 (改定時 R1)	目標値(R5)
農地保全管理取組面積	4,871.1ha	5,261.3ha	4,734.7ha	5,500ha

■主要な施策(改定時 R2)

項目	番号	施策タイトル	工程			関係者			
			前	中	後	農業者	行政	市民	関係団体
継続	1	国・県の施策活用 多面的機能支払交付金(世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策)・中山間地域等直接支払制度	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	2	地域資源の活用と保全	◆	◆	◆	○	◎	○	○
継続	3	環境こだわり農産物の生産拡大	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	4	有機農業や自然農法に取り組む農業者や地域への支援	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	5	再生可能エネルギーの活用	◆	◆	◆	○	○		◎
継続	6	鳥獣被害解消への対策	◆	◆	◆	◎	○	○	◎

工程：◆中心的に実施する時期、◇実施する時期
＊　関係者：◎実施主体、○支援主体

1-国・県の施策活用【多面的機能支払交付金（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）・中山間地域等直接支払制度】

農業者が適切に農地を耕作し、道水路を地域住民が協働で維持管理していくことで、本市の風土が形成されてきました。本市農業の特色である水田が持つ多面的機能を継続的、効果的に発揮するという観点から、国・県の施策を活用し、次世代に伝えていくため、「多面的機能支払交付金（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策)」や「中山間地域等直接支払制度」を活用しながら、集落内外の農業者や非農家、地域住民、自治会等が協働で、農地や農業用施設を適切に管理し、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、活動組織の広域化や人材確保、省力化技術の導入を推進します。

多面的機能支払交付金
（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）
対象地分布図

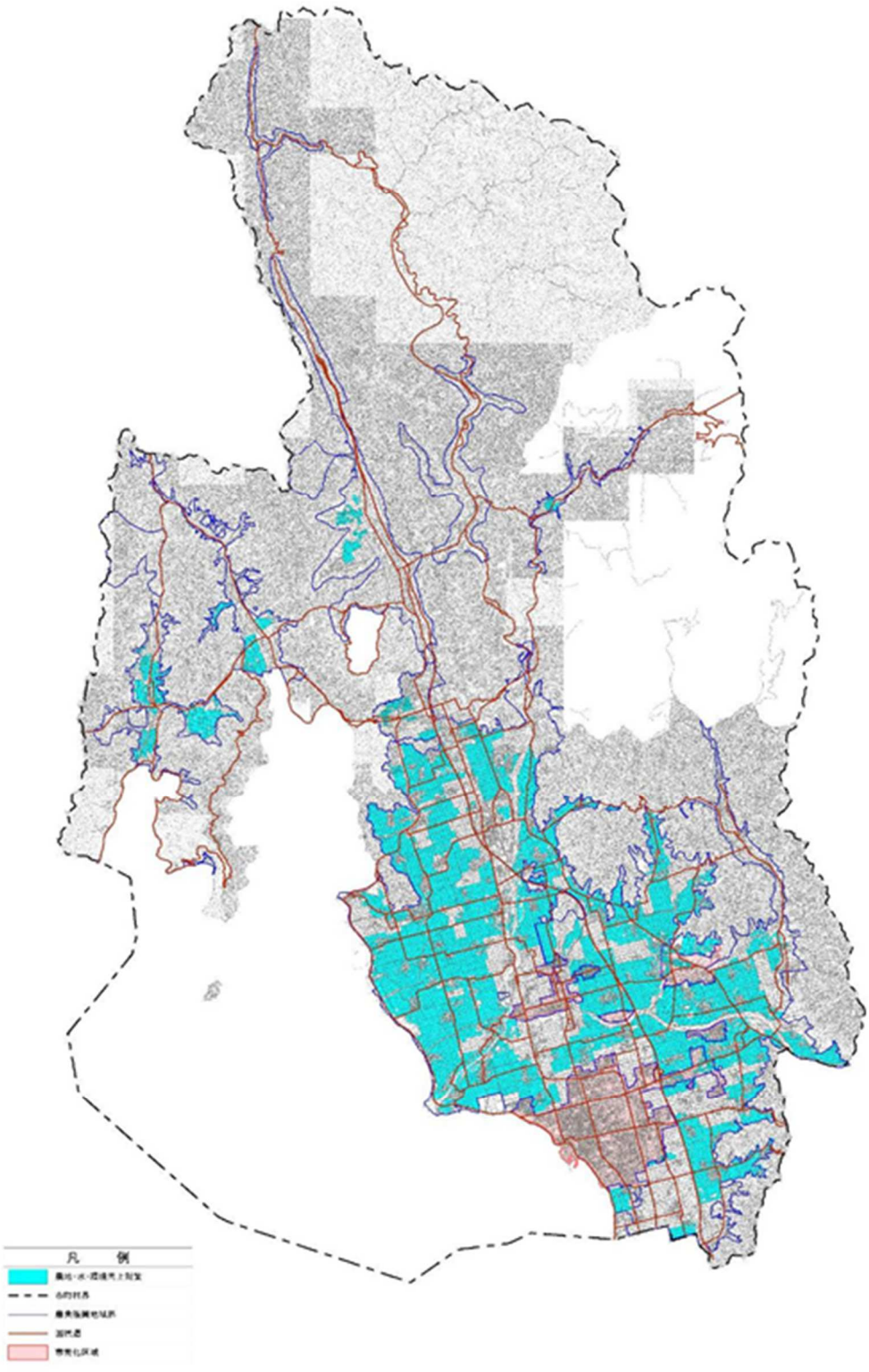

中山間地域等直接支払制度
対象地分布図

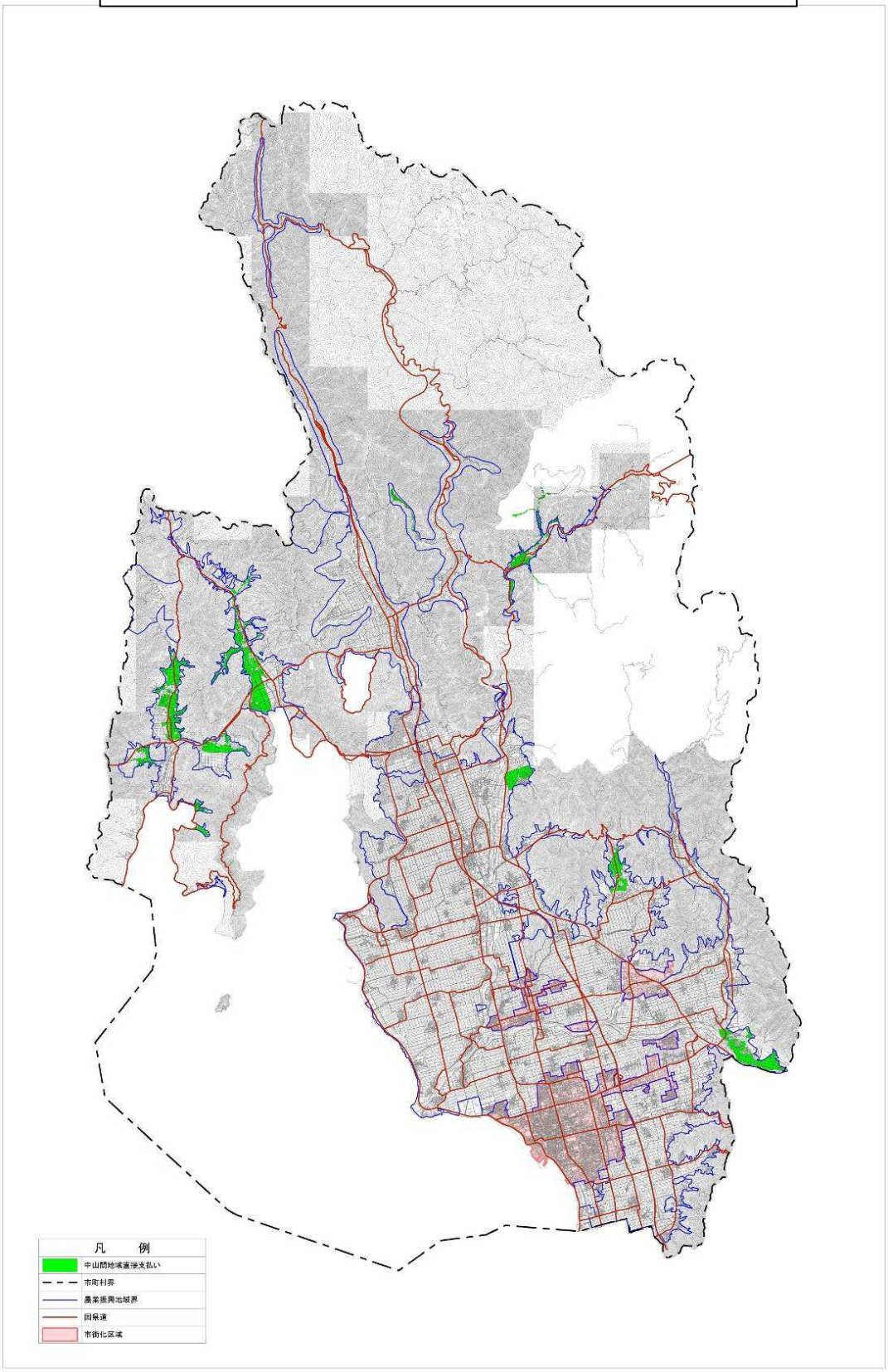

2-地域資源の活用と保全

①地域資源に対する意識の向上

国土の保全・水源涵養（かんよう）・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承等、農業・農村の多面的機能を多くの地域住民に理解していただくとともに、水田や市内産農産物等の地域資源に対する意識を高める取組を推進します。

事例紹介７

田んぼアート

虎姫地域づくり協議会は、コミュニティ活動の原点である子どもから高齢者まで、様々な職業や普段交流する機会が少ない人も集うことができる「田んぼ」に着眼し、皆が目標を共有できる「田んぼアート」に取り組んでいます。

５月下旬

地元中学生による黒米（古代米）田植え

田植え終了後の輪郭がうっすらと

６月下旬（田植えから１ヵ月）

緑と黒の輪郭ではっきり

７月上旬

緑と黒のコントラストが鮮やかに

出典：長浜市ＨＰ

②美しい農村景観の保全

本市では、平成 20 年 1 月景観行政団体となり、同年 3 月に長浜市景観条例を施行するとともに、長浜市景観まちづくり計画を策定（令和 2 年 7 月変更）し、長浜にふさわしい良好な景観の形成に努めています。

なお、農村景観については、長浜市景観まちづくり計画において自然景観田園・里山景観ゾーンに位置づけ、良好な農村景観を保全することなどを定めています。

湖北平野（水田地帯）から望む伊吹山 	古橋の茶畑
余呉の焼き畑 	ハサガケがある農村風景

③農業排水対策の取組

琵琶湖をはじめとする湖沼や河川等の公共用水域、あるいは農村地域において、農地より流出する排水による水質や生態系等への影響が懸念されています。

このため、県と連携を図り、農業排水対策巡回指導等を実施し、排水による汚濁負荷の削減を農業者に啓発しています。

3-環境こだわり農産物の生産拡大

県が認証する「環境こだわり農産物」や「魚のゆりかご水田米」の強化・拡大に取り組み、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を、慣行の 5 割以下に削減することや、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を軽減する技術で生産することで、農業の自然循環機能の維持増進を図ります。

4-有機農業や自然農法に取り組む農業者や地域への支援

有機ＪＡＳ規格に基づき化学肥料や農薬を使用しない有機農業や一定期間化学肥料等を施していない農地や耕作放棄地等を活用した自然農法を実施する農業者や地域への支援を行います。

本市は、有機農業の推進及び環境負荷の低減に向けた環境と調和のとれた農業生産の普及を図るため、平成 28 年度に「長浜市有機農業推進協議会」を設立し、有機農業の人材育成、栽培技術の向上等の研修及び消費者に対する普及啓発等を行っています。

事例紹介 8

「Nagahama おてまいり屋」

「長浜の『ゆうき』を伝えたい、こだわり野菜を届けたい」という農家の思いから長浜市有機農業推進協議会の構成員が平成 30 年度に共同出荷組織「Nagahama おてまいり屋」を立ち上げ、市内への販売を開始しました。

令和 2 年 4 月時点で会員は 17 人となり、年々増加しています。

おてまいり屋の野菜は地元の飲食店や店舗をはじめ、こども園での給食にも提供されており、当協議会と連携して、市内量販店等での販売会も行っています。

会員が育てた野菜

市内量販店での販売会

5-再生可能エネルギーの活用

県が平成 24 年に実施した「農業水利施設を活用した小水力発電及び太陽光発電の可能性調査」によると、本市は小水力発電が中央幹線水路落差工の 5 箇所、太陽光発電で長浜南部揚水機場、余呉湖第 2 補給揚水機場、びわ湖揚水機場、姉川左岸揚水機場の 4 箇所について、可能性があるとしています。

県は農業水利施設の維持管理費軽減の施設整備に向けて、小水力発電施設として湖北地区で整備中です。また、太陽光発電施設として、姉川左岸地区、長浜南部地区で完成しています。

農業水利施設を利用した発電施設

太陽光発電

小水力発電

提供：滋賀県・姉川左岸土地改良区

6-鳥獣被害解消への対策

湖北地域鳥獣被害防止計画に基づき、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシンなどによる農産物被害を最小限に抑えるため、捕獲や防護柵の設置など必要な被害防止対策を図ります。

また、ほ場や農家単位での防除対策として、電気柵、物理的刺激（強い音など）、耕種的防除（鳥獣被害を受けにくい作物や作期を選択）などと合わせて、狩猟団体との連携を図り、抜本的な鳥獣頭数削減を促進します。

さらに、山林に接した耕作放棄地が増えることにより、野生獣の通り道や潜む場所が拡大するため、耕作放棄地の解消と草刈り等、適切な管理を行い、人家や農地との距離を取るための支援や出前講座等による指導を行います。

4.5　農による交流促進

■施策の方針

地元の多種多様な主体が連携と、情報の一元化を図ることによって、農による多彩な交流の促進を図っていきます。

■施策の目標

成果指標	現状値 (当初 H24)	現状値 (改定時 H28)	現状値 (改正時 R1)	目標値 (R5)
農による交流を活かした交流人口	75,995 人	83,370 人	61,400 人	87,000 人

■主要な施策(改定時 R2)

項目	番号	施策タイトル	工程			関係者			
			前	中	後	農業者	行政	市民	関係団体
継続	1	食育活動の推進	◆	◆	◆	○	◎	○	○
継続	2	消費者と農業者との交流・意見交換会	◆	◆	◆	○	○	○	◎
継続	3	伝統野菜や郷土料理の継承	◆	◆	◆	○	○	◎	◎
継続	4	「長浜農的暮らし」を発信する交流事業推進	◆	◆	◆	○	○	◎	○
継続	5	市民農園・滞在型市民農園整備促進支援	◆	◆	◆	○	○	◎	○

工程：◆中心的に実施する時期、◇実施する時期
＊　関係者：◎実施主体、○支援主体

1-食育活動の推進

本市は農業体験学習、学校農園などの体験活動や学校給食において郷土料理の提供や市内産農産物を使用することを通じて、子どもたちの「生きる力」を育み、地域の食材、食文化の理解を深めるとともに、農業への関心を高めます。

2-消費者と農業者との交流・意見交換会

農業への理解と消費者の意向を把握するために、本市は、直売所等と連携し、消費者と生産者との交流・意見交換会や湖北の食材の素晴らしさを、地元はもちろん県内外に伝える「各種イベント」の開催の支援と、農によるイベント情報の一元化に努め、情報の公開を推進します。

3-伝統野菜や郷土料理の継承

長浜の伝統野菜には、尾上菜、高月菜、高月丸なす、山かぶら等があります。

また、郷土料理は、焼鯖そうめん、白菜のたたみ漬、えび豆などがあります。地域の伝統野菜と食文化を次代につなげ、地域をアピールするため、伝統的な食文化の継承を支援し、ブランドの創出に取り組みます。

4-「長浜農的暮らし」を発信する交流事業推進

自然とのふれあい、健康の維持・増進、地域・世代を越えた交流等に対する住民ニーズが高まっています。このため、食、農作業体験、伝統文化、隠れた景観スポットなどを活かした都市農村交流の実現に向けて、ひとづくり、仕組みづくり、組織づくり、そして、研究と試行を地域の高齢者や女性の積極的な参画と生きがいづくりという面も視野に入れ、年間を通じた体験・滞在型プログラムや来訪者の対流を進めるなど、農業や農的な視点を実感できる地域性を活かした農泊*等の受入体制づくりの取組活動を支援します。

5-市民農園・滞在型市民農園整備促進支援

①市民農園整備促進

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、民営による市民農園*の開設における整備計画策定、実現化に向けての導入手法（対応可能な交付金の抽出・整理など）に対する支援を行い、整備を推進します。

②滞在型市民農園整備促進

都市と農山村との交流を図るため、民間主導による簡易宿泊施設を備えた滞在型市民農園（クラインガルテン）における整備計画策定、実現化に向けての導入手法（対応可能な交付金の抽出・整理など）に対する支援を行い、整備を推進します。

4.6　地域別基本施策の方向性

①地域の概要

本市の農業形態は、地形・水利・気候、土地利用状況等の条件などで大きく 2 つの地域（平地地域、中山間地域）に区分されることから、それぞれの地域における基本施策の方向性を次のとおり設定します。

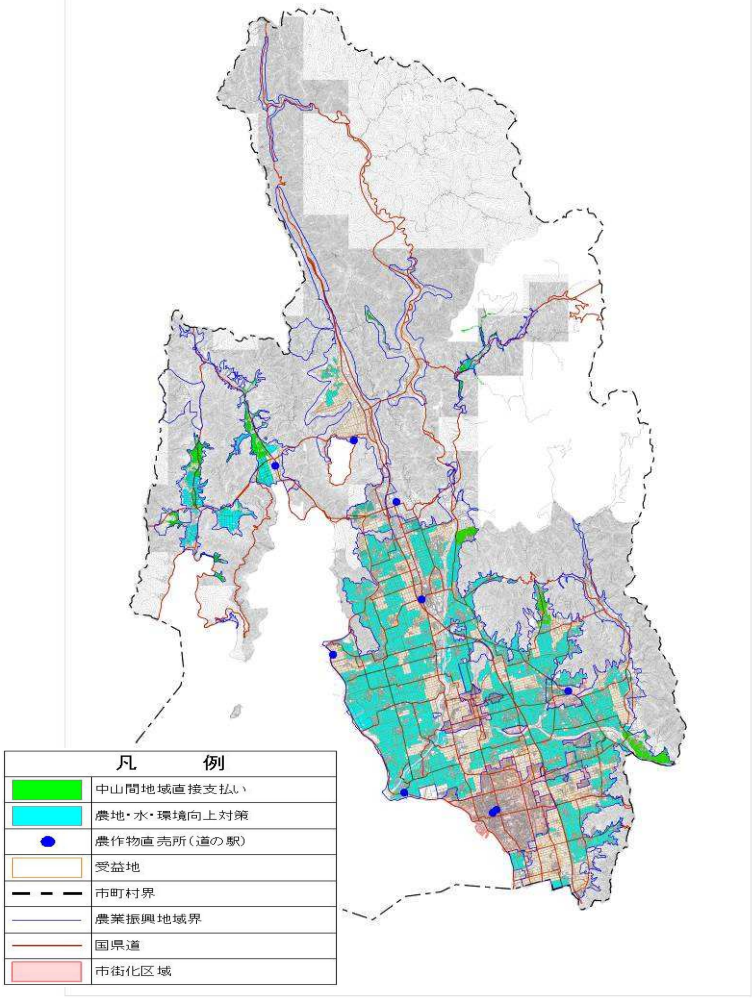

地域区分図

地域区分は、主に農地を対象に着色しています。中山間地域は、緑色で着色している農地を主に対象としています。

【平地地域】	【中山間地域】
本地域は、水稲を中心とした農業が盛んな水田地域であり、概ね農業生産基盤整備は完了している地域です。 ほ場区画は標準の 30 a 区画で、水稲のほか大豆、麦の作付が盛んな地域です。	本地域は、内陸の中山間地域に位置し、水稲を中心に露地野菜、果樹の作付を行っている地域です。また、里山や農地などの自然環境が多く残っている地域でもあります。

②地域別基本施策

本計画は、市全体の農業活性化の方向性を示すものであり、第 4 章で述べた基本施策を実現していくには、各地域がもつ特徴を活かしながら実施される、個々の取組の集合体が本市の大きな農業活性化の潮流となります。

そのため、地域別基本施策の方向性は、全市的な農業活性化の展望に立ち、地域ごとの農業活性化の方向性を示すものです。そこで、2 地域の基本施策の方向性を以下に示します。

【平地地域】

この地域は、都市的土地利用と農業的土地利用の区分を明確化し、本市の農業中核地域と位置付け、水稲を中心に農業・農村の維持・保全とともに、消費者と一体感を持った都市型農業への転換と優良農地の保全を図っていく地域とします。

本地域は、担い手育成をはじめ、担い手への農地の集約と、水田の有効活用（麦、大豆、米粉などの加工用米向け多収量品種・飼料用米、畑作物の導入等）を重点的に図り、農業生産（第 1 次産業）だけでなく、食品加工（第 2 次産業）や流通・販売（第 3 次産業）にも農業生産者が主体的に関わっていく「6 次産業化」への取組による農業活性化を重点的に図っていきます。

併せて、農地の多面的な役割である国土保全機能や農村景観を活かした生活環境の整備と併せて農産物直売所や市民農園などを通じた交流による農業活性化を重点的に図っていきます。

（施策案）

- 担い手の育成
- 担い手への農地集積の推進
- 6 次産業化の推進
- 体験プログラムや体験型農業の取組
- 農産物直売所などを活用した地産地消の推進
- 耕作放棄地の解消
- 水田野菜の拡大推進
- 施設園芸の普及推進　など

【中山間地域】

この地域は、高齢化や人口減少による担い手の不足、鳥獣被害の拡大、小区画の傾斜農地が多く集約化による効率的な農業に適さない等、農業生産条件の不利な地域です。そこで、耕作規模に関係なく農作物の高付加価値化による持続可能な農業をめざす地域とします。

具体的には、年々増加する鳥獣被害に対応しながら、豊かな自然やそこから生み出される清らかな水等のイメージを農作物に付加したり、休耕田を活用した無肥料・無農薬自然栽培の実証を進めるなど、地域の特性を活かした農産物の高付加価値化などを図るとともに、持続可能な経営体づくりによる地域農業の維持を図ります。

（施策案）

- 有害鳥獣対策の推進
- 農業受託会社などの経営体づくりの推進
- 有機農業・自然農法など高付加価値化農業の推進
- 6 次産業化の推進
- 農産物直売所などを活用した地産地消の推進
- 道の駅等交流拠点施設の有効活用　など

第５章　重点プロジェクト

・・・１　農を支える人材育成（ひと）に向けた支援と体制づくり

・・・２　持続的な農の経営（もの）に向けた支援と体制づくり

・・・３　農コミュニュティの醸成（交流・連携）に向けた体制
　　づくりと農地有効活用

重点プロジェクトは、農を支える人材育成（ひと）に向けた支援と体制づくり、持続的な農の経営（もの）に向けた支援と体制づくり、農コミュニュティの醸成（交流・連携）に向けた体制づくりと農地有効活用を対象とします。

①農を支える人材育成(ひと)に向けた支援と体制づくり

②持続的な農の経営(もの)に向けた支援と体制づくり

③農コニュニュティの醸成(交流・連携)に向けた体制づくりと農地有効活用

5.1 農を支える人材育成（ひと）に向けた支援と体制づくり

農を支える人材は、認定農業者をはじめ、女性・高齢農業者、後継者、新規就農者などで、主に基幹的農業従事者です。基幹的農業従事者数の割合は、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 6%増加しました。

そこで、今後とも、農を支える人材として、意欲ある農業者を幅広く育成し、支援していくとともに、効率的かつ安定的に経営でき、新たな取組に挑戦できる体制づくりを推進します。

項目	内容
①認定農業者支援	○認定農業者を支援し、地域の農業担い手を育成します。 ・認定農業者制度のＰＲを行うとともに、認定の手続きや各支援制度の活用方法、経営管理の合理化の指導、農業経営改善計画の策定を支援し、農業経営の効率化を図ります。また、家族労働力を中心に営む農業者は、家族経営協定の締結を推進し、農業経営の方針決定や収益の配分などを明確にするとともに、認定農業者の若返りをめざします。
②法人化及び集落営農組織などの組織化	○法人化及び農業経営組織などの組織化を図ります。 ・行政や関連団体が連携し、法人化の啓発を行うとともに、農地所有適格法人*の設立が円滑に推進できるように研修会、講習会、個別の相談会などにより組織的経営体の形成を支援します。また、水稲協業化における集落営農組織などの組織化を支援します。

③農業者などの話し合いの場を継続的に推進していく体制づくり	○農業者などの話し合いを通じた「人・農地プラン」の作成に向け、集落ごとに農業者などの話し合いの場を設け、十分に話し合い、集落ごとに担い手の確保・育成、担い手への農地利用集積、農地中間管理機構の活用方針、地域農業の将来像を明確化するほか、定期的に話し合いの場を設け、話し合いの結果を随時見直していくことが必要です。このため、農業者などの話し合いの場を継続的に推進していく体制づくりが重要です。 ・ＪＡ、湖北農業農村振興事務所と連携を図りつつ継続的に推進していく体制づくりを進めます。
④既存組織の活用による農業相談窓口の開設	○認定農業者への支援や法人化、集落営農（水稲協業化）、新たな農業者の確保が難しい中山間地域の集落営農組織、新規就農者の営農や生活面のサポートなど農を支える「農業相談窓口」が必要です。このため、既存組織を活かし、農業者などの話し合いの場を持続的に推進していく体制づくりが重要です。 ・関係機関（中間管理機構、農業委員会、ＪＡ、湖北農業農村振興事務所）と連携を図り農業相談窓口を開設します。

【実施期間】

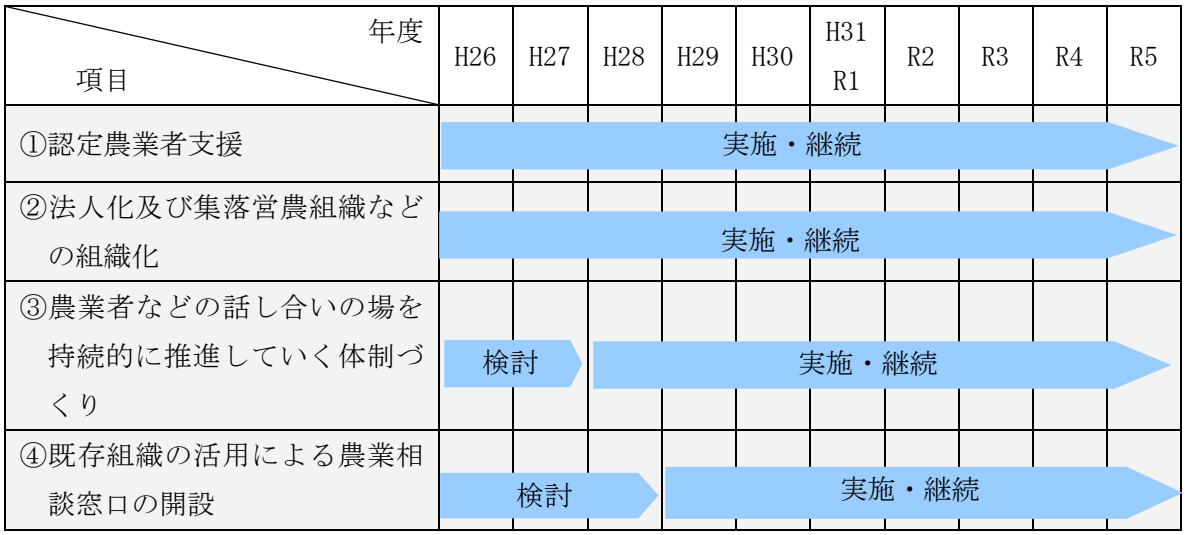

5.2　持続的な農の経営（もの）に向けた支援と体制づくり

今後、観光・商工業との連携による地域資源の高度利用をさらに進め、農村を中心とした地域全体の活性化を図ることが必要です。

そこで、農業と観光・商工業が連携しアグリビジネスを展開するための体制を整備するとともに、農業の 6 次産業化等による農産物等の高付加価値化に向けた取組を促進します。

項目	内容
①小谷城スマートＩＣ周辺で農業を主体とする 6 次産業化拠点の整備	○地域の農林水産物や加工品を使用する 6 次産業化施設等を誘致し、6 次産業化拠点を整備することでアグリビジネスの新たな雇用創出、地域経済の活性化をめざします。 ・出口戦略を持つ企業誘致を推進します。 ・6 次産業化拠点整備事業を推進するため、地域の農林水産業の振興に資する施設整備に対し、必要な支援・施策を講じることで立地を促進します。 ○小谷城スマートＩＣ周辺に、栽培実験農場を整備・運営し、長浜の新しい農業への挑戦を推進します。 ・6 次産業化施設の誘致には、実需がある農作物の栽培、及び普及啓発が必要です。企業や市場等のニーズに応じた農産物の栽培に挑戦し、情報発信します。 ・新規就農者に、施設園芸をはじめ、栽培技術習得と実践研修、販路開拓を含む就農支援を実施し、6 次産業化をめざす人材の発掘と育成、作付面積の拡大と生産技術の向上をめざします。 ・農作業の省力化や効率化を図り、収益性を向上するため、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立をめざします。 ○最先端バイオ技術により、長浜伝統野菜を研究し、本市ならではの 6 次産業化を推進します。 ・市内学校関係者、研究機関と共に貴重な在来種の保存・選定・生産栽培・食文化・調理法の継承を図り、本市ならではの特色ある加工品の開発、商品化をめざします。
②連携組織体制づくり	○農産物等を活用した商品開発に向け、農業者と観光・商工業者間の連携組織体制づくりを整備します。
③情報提供と相談	○農業経営を商工業やサービス業と関連づけて多角的農業経営に取り組む意欲のある農業者に対し、農業以外の産業に関する幅広い知識の提供や起業相談する場と併せて、ディスカッションやワークショップなどにより実践的な経営技術や営業ノウハウを取得できる機会を提供します。
④農業者と他業種とのマッチング機会の提供	○県が主催する農業や食品加工業、観光や販売などのサービス業などの従業員や経営者など関係者を幅広く集めるマッチングフェアなどを活用し、農業者と他業種とのマッチングをする機会を提供します。

⑤商品開発支援	○研究機関等と連携し、地域資源を素材にした本市ならではの加工品の開発、商品化をめざします。 ・地域資源の発見・発掘 ・加工品の先進事例調査 ・外部アドバイザーやコンサルタントの招聘による検討会 ・イベント等における試食による消費者の嗜好調査 ・嗜好調査、改良・改善の繰り返し

【実施期間】

項目＼年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5
①小谷城スマートＩＣ周辺で農業を主体とする 6 次産業化拠点の整備			実施・継続							
②連携組織体制づくり	検討							実施・継続		
③情報提供と相談	実施・継続									
④農業者と他業種とのマッチング機会の提供	検討		実施・継続							
⑤商品開発支援	モデル実施			実施・継続						

5.3　農コミュニュティの醸成（交流・連携）に向けた体制づくりと農地有効活用

農による交流として、令和元年には 61,400 人が訪れ、農産物直売所や田園空間博物館等を通し、本市を訪れる県内外の消費者に新鮮で豊かな食と、安らぎの農村景観を提供しています。今後とも地域資源の高度利用を進め、農村を中心とした地域全体の活性化を図ることが必要です。農村地域そのものを観光資源として活かしたグリーン・ツーリズム*による都市農村交流を図るため、観光産業と地域が連携する仕組みづくりを促進します。

また、農地を有効活用して、水田を利用した土地利用型農業が展開されています。水田は主食用米の他、転作作物として、麦・大豆・野菜等の作付が推進されています。しかし、高齢化による農地の利用率低下、水利施設の老朽化が進んでいます。

そこで、水田フル活用を推進することで、土地利用型作物の生産の安定化・作付拡大による耕地利用率の向上に取り組み、水田農業の展開を図ります。

項目	内容
①長浜らしさの創出	○イメージアップとＰＲ ・様々な機会や多様なメディアを活用して、長浜の魅力を広く、きめ細かく情報発信を行い、長浜ブランド*の構築と合わせて、本市のイメージアップを図ります。 ○農産物栽培暦等の作成 ・地域の特産物を活かした交流体験をわかりやすく訪問者に情報提供するため、栽培暦や地域資源図等を作成します。 ○地域資源相互の連携 ・自然や歴史・人のぬくもりが感じられる生活文化や交流の場といった地域資源が存在しているため、地域資源のネットワーク化により、更なる魅力の向上を図ります。
②交流体制の構築	○交流推進協働体制の設立 ・交流体験を推進するために、地域住民、行政、専門家が三位一体で連携を密にして、市民協働により推進体制を設立します。 ○人材の発掘・育成 ・地域に密着した地域ブランドの展開と、ふれあいや感動を与える体験交流を提供するために、リーダーシップが取れる人材を発掘・育成します。
③体験交流の推進	○サービス内容の充実 ・来訪者のニーズに対応するため、本市の自然環境や伝統に培われた歴史的資源などを見る交流と、特産物を活かした体験参加など、さまざまな機会を提供し、サービス内容の充実を図ります。 ○周年・周遊型交流の推進 ・地域の伝統文化、多彩な農産物などの地域資源のネットワーク化により、周遊型の交流を推進するとともに、栽培暦等を活用した交流のほか、周年・周遊が可能な体験交流メニューの発掘を推進します。
④農地の利用集積	○水田農業を実践する担い手を育成するためのサポート体制を確立するとともに、農地の利用集積を支援します。農地の貸借や売買に係る出し手と受け手のマッチング支援により、貸したい・売りたい農地所有者と引受け手になる担い手双方間の調整を行い、農地集積を推進して、優良農地の確保を図ります。また、農地の所有と利用の分離を図り、「農地中間管理機構」などを通じて、利用権の設定を促進するなど、担い手への農地利用集積を促進します。

⑤耕作放棄地の解消	○農業委員会による農地パトロールの実施で耕作放棄地の実態把握や地図情報システムを活用した農地情報の整備などにより、担い手に耕作放棄地を集約します。また、不在地主や土地持ち非農家への働きかけ・あっ旋などにより、農地情報の提供や担い手への農地集積を要請していきます。
⑥水田フル活用の推進	○需要に応じた米づくりを推進するため、集落ぐるみのブロックローテーションを支援し、水田での麦・大豆・飼料用米、加工用米等の新規需要米の作付けを推進するとともに、野菜をはじめとした高付加価値な作物への取組を推進します。
⑦農業生産基盤整備	○水利施設の維持保全を図るなど農地をフルに活用できる農業生産基盤整備を支援します。

【実施期間】

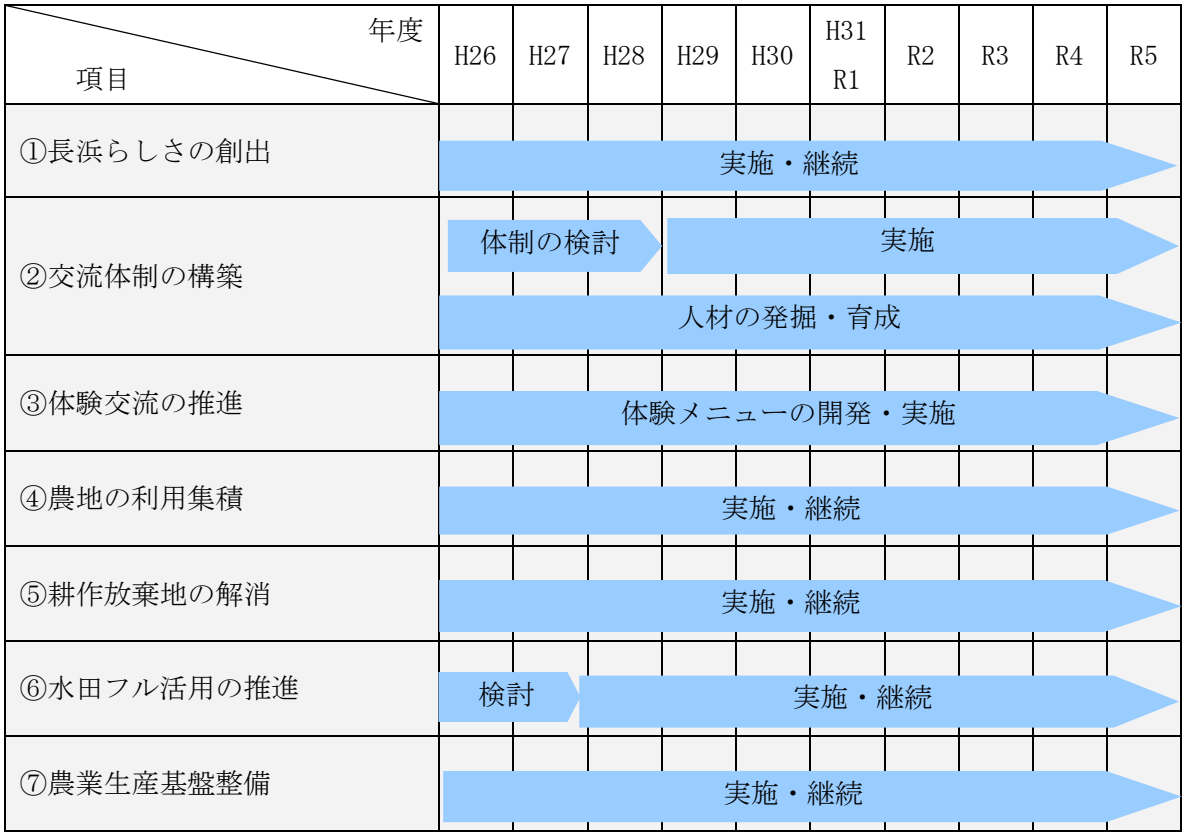

用　語　解　説

【あ行】

ＩＣＴ（アイシーティ）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報や通信に関する技術の総称です。

アセットマネジメント

道路や橋梁などの公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行う考え方です。わかりやすく書くと、施設が壊れてから修理するのではなく、定期的に維持管理して施設を長持ちさせようという考え方です。

ＥＰＡ（イーピーエー）

Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略称のこと。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定です。

ＳＤＧｓ（エスディジーズ）

Sustainable Development Goals（**持続可能な開発目標**）の略称のこと。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標で、飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定しています。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた対応が求められています。

ＦＴＡ（エフティエー）

Free Trade Agreement（自由貿易協定）の略称のこと。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をＦＴＡといいます。

おいしが　うれしが

滋賀県が行っている地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進する運動です。毎月第 3 日曜日とその前日の土曜日は「おいしが うれしが」の日です。

【か行】

環境こだわり農業

化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業です。

環境こだわり農産物

滋賀県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の 5 割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物。

基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者のことです。

ＧＡＰ（ギャップ）

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称のこと。農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取組のことです。

グリーン・ツーリズム

農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

ゲノム編集

「はさみ」となる酵素等を用い、ゲノム上の特定の箇所を切断し、突然変異を起こさせて、目的の性質を持つ品種を効率的に作ることができる技術です。最終製品に外来遺伝子を残さないという点で遺伝子組み換え技術とは異なります。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家のことです。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

【さ行】

市土

長浜市の区域における土地のことをいいます。

指導農業士

現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者で、知事が認定した農業者をいいます。

市民農園

都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

ＪＡＳ（ジャス）

日本農林規格等に関する法律（ＪＡＳ法）に基づく制度で、食品・農林水産品やこれらの取り扱い等の方法などについての規格（ＪＡＳ）を国が制定するとともに、ＪＡＳを満たすことを証するマーク（ＪＡＳマーク）を、当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示することができます。

ＪＡＳマークを商品の購入の際に判断材料にしたり、ＪＡＳを取引におけるアピール手段にしたりなど様々な場面でＪＡＳ・ＪＡＳマークが活用されています。

収入保険

国の公的保険制度で、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償できる制度です。青色申告を行っている農業者が対象となります。

集落営農

集落のような地縁集団を単位に、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織のことです。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態があります。

集落営農の歴史は長く、特に、西日本は、集落営農による地域農業が盛んです。品目横断的経営安定対策では、特定農業団体またはそれと同等の集落営農組織を支援対象に含めました。

特定農業団体は、地域内農地の 3 分の 2 以上の集積目標、組織の規約、経理の一元化、中心農業者の農業所得目標、法人化計画が要件です。面積要件は、平地で 20ha 以上ですが、地形的条件や生産調整との関連で要件を緩和する特例措置があります。

主業農家

農業センサスにおいて「農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家」と定義されている統計上の用語です。

準主業農家

農業センサスにおいて「農業所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家」と定義されている統計上の用語です。

少量土壌培地耕

滋賀県が独自で開発した、少量の土を使う養液栽培技術です。水や肥料を循環利用して節約する環境にやさしい栽培技術です。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものです。情勢変化等を踏まえ、概ね５年ごとに変更することとされています。

食料自給率

我が国の食料全体の供給に対する国内生産の割合を示す指標です。

新規就農者

新たに、就農を志向する者（農業以外の就職者が、農業経営によって自立しようとする者）が、就農に必要な営農実習を終え、農業経営を行おうとする者を呼びます。

水源涵養（かんよう）

水田にたたえられた水が地下に浸透して地下水の涵養源となり、河川に還元され、河川の水量調節の働きをすることをいいます。

水田直播（ちょくはん）栽培

稲の種もみを直接田に播種（はしゅ）する栽培方法で、慣行栽培（移植栽培）で必要な育苗や移植の作業を省略できる。播種の仕方等により様々な方法があるが、大別すると、耕起・代かき後の水を張った水田に播種する湛水（たんすい）直播栽培と、水を張っていない状態の田に播種する乾田直播栽培がある。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のことです。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が１人もいない農家のことです。

【た行】

第１種兼業農家

農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家のことです。

第２種兼業農家

兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家のことです。

ＷＴＯ（ダブリューティオー）

World Trade Organization（世界貿易機関）の略称のこと。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、1995 年 1 月に発足した国際機関です。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理します。

多面的機能

国土の保全、水源涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことです。

多面的機能支払交付金

水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同活動に支払われる交付金です。「多面的機能」は、農地の洪水抑止機能に代表される農業の二次的な機能をさします。

地域資源

地域の自然環境（風土）だけでなく、地域にある特徴的なものを資源として捉え、人（ことば、おもてなし）なども含みます。

地産地消

「地元生産・地元消費」から生まれた言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、主に農林水産業の分野で使われている。食の安全・安心への関心が高まる中、生産者と消費者の「顔の見える関係」を築く有効な手段とされています。

中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により農地の多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じ、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度です。

定年帰農

農村出身者が定年退職後に故郷の農村に戻り、農業に従事することです。また、出身地を問わず定年退職者が農村に移住し、農業に従事することです。

ＴＰＰ11（ティピーピーイレブン）

Trans－Pacific Partnership（環太平洋連携）の略称のこと。アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易ならびに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものです。2018 年 3 月、日本・シンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイ・オーストラリア・ペルー・ベトナム・マレーシア・メキシコ・カナダの 11 か国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11 協定）」が署名されました。

デジタルトランスフォーメーション

デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革することです。

伝統野菜

地域で古くから親しまれ栽培されてきた地域で食べ続けられてきた在来種の野菜で、本市では、高月丸なす、高月菜、尾上菜、山かぶら等が栽培されており、地域の食文化を次世代へ継承するためにも安全でおいしい伝統野菜を作り、守っていくことが重要です。

【な行】

日ＥＵ

日本と欧州連合間における、貿易や投資など経済活動の自由化に向けて交渉中の経済連携協定の構想のことをいいます。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市が認定した農業者を呼びます。税制や融資の面で特典が与えられます。

農業委員会

農業生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するために設けられた農業者の代表機関のことです。「農業委員会等に関する法律」に基づき自治体に設置される独立の行政委員会です。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、策定される計画のことです。本市の農業の持続的発展を図るため、将来（おおむね 10 年後）の育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などを明らかにしています。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の区域または一部がその区域にある市町村が、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めたものをいいます。

農地所有適格法人

農地法の規定に基づいて、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことができる農業法人です。

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約や耕作放棄地の解消を推進する組織です。

農泊

農山漁村において農家民宿や古民家等に滞在し、伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力を味わえる「農山漁村滞在型旅行」のことです。

【は行】

販売農家

経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のことです。

人・農地プラン

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、徹底的な話し合いを行い、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく「未来の設計図」といわれる計画書のことで、市町村が検討会に諮って決定します。

副業的農家

1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）のことです。

ブランド

商品・サービスなどについて、他と明確に差別化できる個性をいい、長浜ブランドとは、農産物の生産振興、加工品の高付加価値化等により、市の農産物を他産地に誇れる地域産品として確立し、地場産業の振興に結び付けていくものをいいます。

ブロックローテーション

集団転作の手法で、転作を地域農家全体の課題として解決するため、圃場をいくつかのブロック（区画）に分けて毎年、転作を実施するブロックを変えていく方式です。農家の公平性確保と転作作物の生産性向上にも役立つことから、作業の受委託を前提に導入されるケースが多く、主に麦、大豆や飼料作物の転作で利用されています。

【や行】

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

【ら行】

リモートセンシング

対象を遠隔から測定する手段であり、その定義は幅広い。しかし、狭義には、人工衛星や航空機などから地球表面付近を観測する技術を指します。近年では、ドローンによる画像診断等の技術もあります。

6 次産業化

農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。